

しょうがいしゃ そうごうふくしほう かしょう ろんてん いけん
「障害者 総合福祉法」(仮称)の論点についての意見
 ぶんや せんたく けつてい しきゅうけつてい
(分野C 「選択と決定」(支給決定))【その1】

ぶんや せんたく けつてい しきゅうけつてい
(分野C 「選択と決定」(支給決定))

こうもく じこ けつてい しえん そうだんしえん
<項目 C-1 自己決定支援・相談支援>

ろんてん ひつよう しえん うけながら みずから けつてい せんたく もとづき しゃかい
論点 C-1-1) 「必要な支援を受けながら、自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画する」(意見書)を実現していくためには、どのような支援が必要か？また「セルフマネジメント」「支援を得ながらの自己決定」についてどう考えるか？ . . . P 2

ろんてん しょうがいしゃ けあ まねじめんと じゅうようせい してき えんばわめんと
論点 C-1-2) 障害者 ケアマネジメントで 重要性 が指摘されてきたエンパワメント支援についてどう考えるか？また、エンパワメント支援の機能を強化するためにはどういった方策が必要と考えるか？ . . . P 16

ろんてん ぴあ かうんせりんぐ ぴあ さぽーと いぎ やくわり ふきゅう うえ かだい
論点 C-1-3) ピアカウンセリング、ピアサポートの意義と役割、普及する上での課題についてどう考えるか？ . . . P 28

ろんてん しせつ びょういん ちいきいこう ちいきせいかつしえん じゅうじつ すずめて うえ
論点 C-1-4) 施設・病院からの地域移行や、地域生活支援の充実を進めていく上で、相談支援の役割と機能として求められるものにはどのようなことがあるか？その点から、現状の位置づけや体制にはどのような課題があるか？ . . . P 40

こうもく しょうがいていどくぶん きのう もんだいてん
<項目 C-2 障害程度区分の機能と問題点>

ろんてん げんこう じりつしえんほう しきゅうけつてい ひょうか もんだいてん
論点 C-2-1) 現行「自立支援法」の支給決定についてどう評価し、どのような問題点があるか？また、その中で「障害程度区分」の果たした機能と、その問題点についてどう考えるか？ . . . P 55

ろんてん しょうがいていどくぶん れんどう しえん ひつようどおよびほうしゅう こっこふたん
論点 C-2-2) 「障害程度区分」と連動している支援の必要度及び報酬と国庫負担基準についてどう考えるか？特に、今後の地域移行の展開を考えた際に、24時間の地域でのサポート体制(後述)が必要となるが、そのための財源調整の仕組みをどう考えるか？ . . . P 69

ぶんや せんたく けってい しきゅうけってい
(分野C 「選択と決定」 (支給決定))

こうもく じこ けっていしえん そうだんしえん
＜項目 C-1 自己決定支援・相談支援＞

ちんてん ひつよう しえん うけながら みずから けってい せんたく もとづき しゃかい
論点 C-1-1) 「必要な支援を受けながら、自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画する」(意見書)を実現していくためには、どういう支援が必要か？また「セルフマネジメント」「支援を得ながらの自己決定」についてどう考えるか？

あらいいん
【荒井委員】

けつろん
○ 結論

せんたく しつ たかい えんぱわめんと しえん してん もち
選択をより質の高いものにするためには、エンパワメント支援の視点を持ち、
しょうがいしゃ ひつよう しえん こうじょうてき まねじめんと けあ まねじゃー せいど
障害者が必要とする支援を恒常的にマネジメントするケアマネジャー制度が
ひつよう
必要。

けあ まねじゃー さーびす きゅうふかんり ちょうせい しせつとう ちいきこう
このケアマネジャーがサービスの給付管理や調整、施設等から地域移行への
しえん かくしゅぎょうせいきかん たいおうとう おこなう しょうがいしゃ ちいき
支援、各種行政機関への対応等を行うことにより、障害者の地域における
じりつ しえん
自立を支援する。

そのさい ぴあ さぽーと さぼーと せいど くみいれる けんとう ひつよう
その際、ピアサポートについても制度に組み入れることを検討していく必要。

りゆう
○ 理由

しょうがいしゃ じんせい とーたる しえん そうだんしえん じゅうじしゃ せんもんしよく
障害者の人生をトータルに支援する相談支援従事者を専門職として
かくりつ しょうがいしゃ せんたく しえん しくみ そうせつ ひつよう
確立し、障害者の選択を支援できるような仕組みを創設する必要がある。

いざわいん
【伊澤委員】

けつろん
○ 結論

せいしんぶんや とくに しえん かかわり してん らぼーる けいせいじゅうし しえん
(精神分野では特に...) 支援や関わりの視点として、ラポール形成重視、その支援
かんけい ベース ともにつくつ いく しせい たいせつで
関係をベースに「共に創って行く姿勢」が大切である。

りゆう
○ 理由

さいしょ そうだんごと ひつよう しえんないよう
たとえば、最初から相談事や必要な支援内容がはっきりしているというよりも、
そうだんごと じぶん もんだい にんち たひと たしかめ いまりよう
相談事が自分でもその問題であると認知するには、他の人と確かめあったり、今利用
しえん ば ほうこうづけられ に一ず めいりよう
できている支援の場で方向づけられたりする。よってニーズを明瞭にしていくための
じょそう かかわり きわめてかんよう
助走としての関わりが極めて肝要である。

いしばしいん
【石橋 委員】

けつろん
○ 結論

じつげん しえん じょうほうかいじ どうじしゃ おや たいしょう そうだん けんしゅう
実現 するための支援には、情報 開示と当事者と親を 対象 とした相談・研修
ひつよう
が必要。

せるふ まねじめんと しえん えながら じこ けつてい しえん ようするひと りかい
「セルフマネジメント」「支援を得ながらの自己 決定」は、支援を要する人を理解し、
ぜんめんてき しんらい そうだんしゃ いくせい てきごうせい きゃつかんてき ひょうか たいせい
全面的に信頼 できる 相談者 の育成と 適合性 を 客観的に 評価 できる 体制
じゅうよう
が重要。

りゆう
○ 理由

しよめん でんしばん ふくめ じょうほうかいじ りあるたいむ
書面 や電子版を含め、情報 開示をリアルタイムにする。

うじたいいん
【氏田 委員】

けつろん
○ 結論

みずから ひび せいかつ じんせいせつけい いし ひょうじ できるひと せるふ
自らの日々の生活 や人生 設計 について意思 表示 が出来る人にはセルフ
まねじめんと ひつよう しえん くみだて しゃかい ぶんや かつどう さんか
マネジメントにより 必要 な支援を組み立て、社会のあらゆる分野の活動に参加して
いくことが可能であるが、言葉もなく意思 表示 が困難 な人の場合は、本人の
かろう ことば いし ひょうじ こんなん ひと ばあい ほんにん
表情 や様子から意思を読み取るなどにより自己 決定 を支える 必要がある。支援を
ひょうじょう ようす いし よみとる じこ けつてい ささえるひつよう しえん
得ながらの自己 決定 もまたセルフマネジメントであると考え、特に、自己 決定 に
えながら じこ けつてい せるふ まねじめんと かんがえる とくに じこ けつてい
必要な人たちについては、資格をもった相談 支援 専門員 のような人が必要
しえん ひつよう ひとたち しかく そうだんしえんせんもんいん ひと ひつよう
であると考え、

かんがえる
同時に自らの決定・選択にあたり、通常 の形 では情報 を受け取ることがで
どうじ みずから けつてい せんたく つうじょう かたち じょうほう うけとる
きない しょうがいしゃ じょうほう ばりあふりー か ほんにん りかい つたえる
必要 がない障害者 のための情報 のバリアフリー化と、本人 が理解できるように伝える
ひつよう
必要がある。

しゃかい ぶんや かつどう さんか さん かくする ほんにん に一ず
また、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画するために、本人のニーズを
あせすめんと しえんけいかく さくせい しえん じっし けあ まねじめんと ほうほう
アセスメントし、支援 計画 を作成して支援を実施していくケアマネジメントの方法
ゆうこう かんがえる じこ けつてい ささえる そうだんしえんせんもんいん しえんけいかく
が有効ではないかと考える。自己 決定 を支える相談 支援 専門員 と支援 計画 を
さくせい じっし けあ まねじゃー りょうほう ひつよう かんがえて
作成し実施するケアマネジャーの両方ともが必要 であると考えている。

りゆう
○ 理由

じこ せんたく けつてい ひつよう じょうほう ほんにん りかい かたち かねて つたえる しえん
自己 選択・決定に必要な情報 を本人 が理解できる形 に変えて伝える支援、
ほんにん せんたく けつてい うけて だいべん しえん せんもんせい もつ しえんしゃ じこ
本人の選択・決定を受けて代弁する支援など、専門性 を持った支援者による自己
けつていしえん ひつよう ちてきはつたつしょうがい ひと せるふ まねじめんと おこなう
決定 支援が必要 であり、知的 発達 障害 のある人がセルフマネジメントを行うた
ひつよう じょうほう ていきょう ふくし せんもんしよく しえん ひつよう
めに必要な情報 を提供 する福祉の専門職 などによる支援が必要 である。

ほんにん じかく にーず もあり ケア マネー ジャー による 支援 は 必要 である。

おおくぼ いいん
【大久保委員】

けつろん
○ 結論

みづから せいかつ しょうらい せつけい ふくめて いし ひょうじ ひと せるふ
自らの生活や将来設計を含めて意思表示できる人にとっての「セルフ
マネジメント」と、意思表示が困難で、日々の暮らしにおける支援の中で、その
ひょうじょう へんか ようす いし よみとる しえん ひつよう ひと しえん
表情の変化や様子から意思を読み取る支援を必要とする人にとっての「支援を
えながら じこ けつてい ほうほう てつづき じかんでき そうい めざす
得ながらの自己決定」は、方法や手続き、時間的な相違はあるものの、目指すものは
おなじく じこ じつげん りかい
同じく自己実現と理解する。

しかし、「支援を得ながらの自己決定」のためには、高度な専門性と長期にわた
る支援と多額の費用を必要とすることを認識する必要があると考える。また、この
じこ けつてい にちじょうてき けいやくこうい ざいさんかんり さまざま ばめん そうてい
「自己決定」は日常的なことから契約行為や財産管理など様々な場面が想定
され、これらの支援体制は権利擁護と深く関係していることに留意する必要がある。
る。

おおはま いん
【大濱委員】

けつろん
○ 結論

せるふ まねじめんと しえん えながら じこ けつてい すいしん
「セルフマネジメント」「支援を得ながらの自己決定」を推進すべき。
とくに しんたいしょうがいしゃ こうれいしゃ どうよう せんもんか けあ ぷらん さくせい
特に身体障害者については、高齢者と同様の「専門家がケアプランを作成す
る仕組み」ではなく、サービスを利用する障害者自身が自らのケアプランを作成で
きる制度設計を基本とすべき。その能力が不足する場合は、それが自らできるよう
せいでせつけい きほん のうりょく ふそく ばあい みづから
なる側面支援を受ける仕組みを作るべき。

おかべい いん
【岡部委員】

けつろん
○ 結論

ちてきしょうがいしゃ しえん うけた じりつ どうじ しえん うけた じりつ
知的障害者においては、「支援を受けた自立」と同時に「支援を受けた自律」が
ひつよう かくにん じりつしえん どうじ じりつしえん ばーそなる あすしたんす
必要であることを確認し、「自立支援」と同時に「自律支援」をパーソナルアシスタント
が提供 する便宜の内容とする必要がある。
ていきょう べんぎ ないよう ひつよう

りゆう
○ 理由

ていしゅつさんこうしりょう しえん うけた じりつ かだい さんしょう
※ 提出 参考 資料 「『支援を受けた自律』という課題」 参照 のこと。

おざわいいん
【小澤委員】

けつろん
○ 結論

- ・ 総合 相談 支援センターを、市町村 および 圏域 単位に設置をする。そこに、研修を受けたピアスタッフを置き、アドボカシー支援、セルフマネジメント支援、自己決定支援を行う。

りゆう
○ 理由

- ・ 理念的なことでは進まないで、実際に関わる支援機関の設置が重要である。

おだじまいいん
【小田島委員】

けつろん
○ 結論

わからないことは、支援者に手伝ってもらって決めていく。

りゆう
○ 理由

知的障害者は、自分だけではわからないことが多いから。

おの いいん
【小野委員】

けつろん
○ 結論

支給決定という条項とせず、あくまでも選択の保障としての請求権と、必要に応じた支援の受給権を定義する。その際の選択と決定に至る支援のあり方も制度として定める。

りゆう
○ 理由

請求権と受給権を前提に、生活上の困難に応じて必要な支援を受けられるようにする。その際、セルフマネジメントは手法として必要となるが、介護保険のケアマネジメント制度をそのまま導入するようなことはしない。

かどやいいん
【門屋委員】

けつろん
○ 結論

障がいのある人の中で、自らの決定・選択に支援や応援が必要な人はたくさんいます。

相談支援事業所や権利擁護のシステム、とりわけ障害者に対して代弁機能を持つ権利擁護者制度を作るべきと考えます。

「セルフマネジメント」は当然認められるべきです。障害のない国民はセルフ

まねじめんと せいかつ せるふ まねじめんと おこない いちぶ
マネジメントして生活 しています。セルフマネジメントできることを 行い、一部
まねじめんと
マネジメントをしてもらふこともありえます。

しえん えながら じこ けつてい とうぜん
「支援を得ながらの自己決定」は当然 あります。

りゆう
○理由

ぜんぶひとり みずから けつてい せんたく ひと りゆう
全部一人で 自らの 決定・選択 をすることが、できる人ばかりではありません。理由
じこ けつてい せんたく しょうがい こじん せいかく ひと
としては、自己の 決定・選択 に障がいや個人の 性格 がじゃまになる人がいるからで
す。ですから、家族や仲間、相談員（福祉の仕事をする人）などの意見を聞いたり、体験
かぞく なかま そうだんいん ふくし しごと ひと いけん きい たいけん
などして、応援 をしてもらえる 相談 支援 事業所 や権利擁護の仕組みを 充実 させる
おうえん そうだんしえんじぎょうしょ けんりようご しくみ じゅうじつ
べきです。

かわさき よう いいん
【川崎（洋）委員】

けつろん
○結論

しょうとくほしょう きょじゅうしえん せいかつしえん こみゆにけーしょん しえん せるふ へるぷ かつどう
所得 保障、居住 支援、生活 支援、コミュニケーション支援、セルフヘルプ 活動
しえん しえん ひつよう しえん めにゆー ほうふ しょうがいしゃ びょうどう
への支援などが、必要。また、支援メニューが豊富にあり、どの障がい者にも 平等
ほしょう ひつよう しえん うけながら じこ けつてい じゅうよう
に 保障 されることが 必要 である。「支援を受けながらの自己決定」は 重要 である。

りゆう
○理由

せいしんしょうがいしゃ おおく じこ けつてい すとれす かんじる ひと しじ
精神 障がい者は、多くは自己決定 にストレスを感じる。そのために人の指示に
したがい じこ けつてい みすごさ じこ けつてい じつげん せんもんてき
従い、自己決定 が見過ごされることがある。自己決定 が実現 されるための 専門的
しえん ひつよう
な支援が 必要 である。

きたのいいん
【北野委員】

けつろん
○結論

せんたく けつてい にあたって ひつよう しえん
「選択 と 決定」に当たって 必要 な支援は3つある。

①まずは、選択 するという 経験 の積み重ねに付いての支援である。どんな 重度 の
しょうがいしゃ せんたく けんたくし けんたくほうほう ぎやく けいど
障害者 であっても、それぞれの選択肢と 選択 方法 がある。逆 に、軽度の
しょうがいしゃ せんたく けんたく うばわ ばあい ほんにん
障害者 であっても、選択 するという 経験 を奪われた場合には、本人 らしい
せんたく けつてい せいりつ
「選択 と 決定」は 成立 しない

つぎ た しみん どうよう やくわり しゃかいさんか さんかくする きかい けいけん もとづく せんたくし
②次に、他の市民と 同様の 役割 や 社会 参加・参画する機会や 経験 に基づく 選択肢
いかに ひろげる しえん そうだんしえんきかん けんりようごきかん
を如何に広げるかである。そのことを支援する 相談 支援機関や権利擁護機関による
じりつせいかつ ぶろぐらむ ほんにんしえんけいかく ゆうこう
自立 生活 プログラムや 本人 支援 計画 が有効 である。

きみづかいいん
【君塚 委員】

けつろん
○ 結論

かくい いけん ひろくもとめる
さらに各位の意見を広く求める。

りゆう
○ 理由

じゅうらい せんもんきかん かつよう ふかけつ
従来 の 専門 機関の 活用 が不可欠である。

さかもといいいん
【坂本 委員】

けつろん
○ 結論

せいかつけん きよてん そうだんしえん しくみ ちいきほうかつしえん せんたー
生活圏 を 拠点 とした 相談 支援の 仕組みとしては、地域 包括 支援センターを
じゅうじつ しょうがいふくしぶんや じどうふくしぶんや こうれいふくしぶんやとう ふくめてふくしぶんや
充実 させて、障害 福祉分野も児童福祉分野も 高齢 福祉分野等 も含めて福祉分野を
おうだんてき そうだん ほう
横断的 に 相談 できるようにした方がよい。

りゆう
○ 理由

ちいき しえん ひつよう かぞく かたがた むすこ しょうがい こうれい
地域において支援が 必要 な家族の方々には、「息子さんに 障害 があり、ご 高齢
ほんにん ようかいごじょうたい ぼしせたい しょうがい じれい
の 本人 が要介護 状態 となった」とか「母子世帯でかつ 障害 がある」といった事例
すくなく
も少なくない。

しんたいしょうがい かた おおく こうれい かた こうれい かた おおい
また、身体 障害 のある方の多くはご 高齢 の方であったり、ご 高齢 の方に多い
にんちしょう せいしんしょうがい ちしき しえんぎじゅつ きょうつう
認知症 は精神 障害 であったりするなど、知識や支援 技術 において 共通 してい
すくなく
るところも少なくない。

せいねんこうけん ぎやくたい けんりようごかんけい きょうつうぶんや おおい したがって せいかつけん
成年 後見 や 虐待 などの権利擁護 関係 でも 共通 分野が多い。従って、生活圏
いき れべる まち れべる そうだんしえんきよてん たてわり にじゅう せっち
域 レベル、あるいは町 レベルにおいても、相談 支援 拠点を縦割りで二重 に設置す
ることは、人的 資源も含めて 重複 ・無駄が多いし、利用者にとっても縦割りの 弊害
じんてきしげん ふくめてちょうふく むだ おおい りようしゃ たてわり へいがい
がある。今後の 少子 高齢化においては、地域における「支え合い」機能を高めていく
こんご しょうしこうれいか ちいき ささえあい きのう たかめて
ことが 重要 であるが、その機能が縦割りであってはいけない。現在の地域 包括 支援
じゅうよう きのう たてわり げんざい ちいきほうかつしえん
センターは 高齢者 福祉分野に重きが置かれているが、人材 の 育成 ・配置等 により
しょうがいふくしぶんや た ぶんや たいおう かのう かんがえる
障害 福祉分野や他の分野も 対応 することが可能となると考える。

さの いいん
【佐野 委員】

けつろん
○ 結論

ふくし きーびす ひつよう じゅうぶん じゅきゅう しくみ こうちく なんちょうしゃとう
福祉サービスを 必要 ・十分 に 受給 できる仕組みを 構築 すべき。難聴者 等が
みずから しょうがい ないよう けんり りかい てきせつ じょげん けいけん およびいつてい じかん
自らの 障害 の 内容 ・権利を理解するには、適切な 助言 、経験 、及び 一定 の時間
ひつよう
が必要 である。

えんばわめんと じぎょう そうだんしえんじぎょう じゅうじつ ここ あわせた しえん
エンパワメント 事業 や 相談 支援 事業 の 充実 のなかで個々に合わせた支援を
けってい ちから もっ せんもんか ようせい ひつよう
決定 できる 力 を持った専門家の養成が必要である。

りゆう
○理由

なんちようしゃとう みずから しょうがい りかい きかい ばしょ きこえ しょうがい
難聴者 等は自らの障害を理解する機会や場所もない。聞こえの障害や
ほちょうき そうよう どくわ しゅわ こみゆにけーしょん ほうほう じんけん がくしゅう
補聴器の装用、読話、手話などのコミュニケーション方法、人権などの学習をす
きかい ほしょう じゅうよう
る機会の保障が重要であるから。

しみずいいん
【清水委員】

けつろん
○結論

わたし あおばえん にしのみや じったいじょうきょう しんか はってん ふへんか
どうしても私は、青葉園および西宮の実態状況を深化・発展させ、普遍化
ほうこう しこう くわしく だい かいぶかい しりょう にしのみやし
する方向で思考してしまいます。（詳しくは第2回部会の資料3西宮市において
しょうがい おもいひとたち ひらい ちいき ぐらし げんじょう こんご てんぼう
たいへん 障害の重い人達が拓いてきた地域の暮らしの現状と今後の展望）
ともに たちあがっ かつどう エンパワーパワーメント ぶるぐらむ ほんにん かこん こべつ
共に立ち上がっていく活動（エンパワーメントプログラム）→本人を囲んでの個別
しえんかいぎ ほんにんちゅうしんけいかく しえん わ こうちく ほんにんちゅうしん そうだんしえん てんかい
支援会議、本人中心計画→支援の輪の構築と本人中心の相談支援の展開→
こみゆにていー あくしょん ぷらん しみん エンパワーパワーメント
コミュニティへのアクションプランへ→市民みんなのエンパワーメント、まちづくり
れんどう てんかい
という連動・展開です。

りゆう
○理由

しょうがい おもいひと じこ けってい しえん えながら
どんなに障害の重い人でも、自己決定はされています。支援を得ながらというよ
り、その人が生きている関係世界の中で、支援の輪の中で、常に自己決定の中で自分
ひと いきて かんけいせかい なか しえん わ なか つねに じこ けってい なか じぶん
の人生を生きておられます。支援者と本人が主体を響き合わせ、その自己決定を
じんせい いきて しえんしゃ ほんにん しゅたい ひびき あわせ じこ けってい
とらえて ともに たちあがっ いめーじ
捉えていき、共に立ち上がっていくというイメージです。

たけばたいいん
【竹端委員】

けつろん
○結論

おもいしょうがい ひと せるふ まねじめんと しえん えながら じこ
どんなに重い障害のある人でも、「セルフマネジメント」「支援を得ながらの自己
けってい りねん じつげん し きめて やりかた
決定」のどちらかはその理念を実現するための、支きゅう決ていのやり方を
かんがえる
考えるべきである。

りゆう
○理由

じゅうしょうしんしんしょうがい ひと ほんにんちゅうしん こ しえん つくるなか
重症 心身 障害をもった人でも、本人中心の個べつ支援けいかくを作る中
しえん えながら じこ けってい ほんにん ちゅうしん
で、「支援を得ながらの自己決定」ができています。また、それは、本人が中心であ
る、というみでは、セルフケアマネジメントと同じ方向のものである。そして、それ

いま にほん じゅうぶん さんこうしりょう ちいきしゅどう
は今の日本でも、十分にやることができる。そのことは、参考資料（「地域主導
による 障害者 支援プロセスのケーススタディ」 研究 報告書）にくわしく書かれ
ている。

たなか のぶ いいん
【田中（伸）委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃこじん いし もとづい せんたく けつてい おこなわ しえん
障害者 個人の意思に基づいて 選択 と 決定 が 行われるようにするための支援が
きほん いし けつてい にかんする しえんせいど そうせつ けんとう ひつよう
基本となる。意思 決定 に関する支援制度の創設を検討する必要がある。また、セルフ
まねじめんと とう そうだんしえん じゅうじつ じゅうよう
マネジメント等については、相談支援を充実させることが重要である。

りゆう
○ 理由

しょうがいしゃ こじん さんちよう しょうがいしゃこじん いし さんちよう
障害者 が個人として 尊重 されるためには、まず、障害者 個人の意思が 尊重
されることが重要である。障害者 への支援は、あくまで 障害者 個人の希望に
そつ しょうがいしゃ みずから いし けつてい じゅうぶんおこなえないばあい
沿ったものでなければならない。障害者 が自ら意思決定を十分行えない場合に
は、その家族等による意思決定補助の制度の創設を検討する必要がある。また、
せるふ まねじめんと にかんして そうだんしえん じゅうじつ しょうがいしゃこじん
セルフマネジメントに関しては、相談支援を充実させることにより、障害者 個人
いし じゅうぶん くみとる たいせい ととのえる
の意思を十分に汲み取る体制を整えるべきである。

たなか まさ いいん
【田中（正）委員】

けつろん
○ 結論

じこ じつげん かんきょうせいび もとづくしえん さーびす きばんせいび じゅうよう
自己実現のための環境整備に基づく支援サービスの基盤整備が重要である。
こみゆにけーしょん ことば つうじてかくにん かた ばあい せるふ まねじめんと
コミュニケーションを言葉を通じて確認しにくい方の場合、「セルフマネジメント」
せいりつ
は成立しない。

しえん えながら じこ けつてい ほんにん ちゅうしん すえた しえんたいせい
「支援を得ながらの自己決定」のためには、本人を 中心 に据えた支援体制の
ごうぎたい ありかた しえんないよう ふくむじょうほうかいじ とうめいせい たいせつで
合議体のあり方と支援内容も含む情報開示の透明性が大切である。

りゆう
○ 理由

せんもんせい もつ しえんしゃ じこ けつていしえん ひつよう ちてき はったつしょうがい
専門性を持った支援者による自己決定支援が必要である知的・発達障害のあ
ひと まねじめんと おこなう ひつよう じょうほう ていきょう ふくし せんもんしよく
る人がマネジメントを行うために必要な情報を提供する福祉の専門職など
による支援については、ケアマネージャーによる支援も含めて、介護給付で支援体制を
ようい ひつよう
用意する必要がある。

なかにしいいん
【中西 委員】

けつろん
○ 結論

らいふ すてーじ しえん ひつよう つうえん つうがく しゅうろう ちいき
ライフステージにおけるあらゆる支援が必要である。通園、通学、就労、地域
せいかつ けっこんせいかつ いくじ ば おうじたしょうがいじ しゃ にたいする しえん もとめられ
生活、結婚生活、育児などその場に応じた障害児・者に対する支援が求められて
みずから せいかつ みずから けっけい せるふ まねじめんと きほん
いる。自らの生活を自らで決定するセルフマネジメントは基本であるが、それがで
ひとたち しえん うけながら じこ けっけい けあ まねじめんと ひつよう
きない人々については支援を受けながらの自己決定とケアマネジメントが必要とな
じこ けっけい ひと じりつせいかつ じりつしえん きーびす
る。自己決定できない人は自立生活はできない、よって自立支援のサービスは
うけられ せいど はいし
受けられないという制度は廃止すべきである。

りゆう
○ 理由

ひと じこ せんたく じこ けっけい せいかつ のぞましい そうごう
すべての人にとって自己選択・自己決定による生活は望ましいことであり、総合
ふくしほう じりつせいかつ そくめんてき しえん
福祉法はその自立生活を側面的に支援すべきものであるから。

なかはらいいん
【中原 委員】

けつろん
○ 結論

じこ けっけい しえん ひつよう ひと ほんにん する ひと きょうどうさぎょう けあ
自己決定に支援が必要は人には、本人をよく知る人との協働作業によるケア
まねじめんと しゅほう かつよう ひつよう かんがえる せるふ まねじめんと しえん
マネジメントの手法を活用することが必要と考える。「セルフマネジメント」「支援
えながら じこ けっけい かんがえかた さんせい
を得ながらの自己決定」の考え方には賛成である。

りゆう
○ 理由

じこ けっけい しえん ひつよう ひと ほんにん する ひと きょうどうさぎょう けあ
自己決定に支援が必要は人には、本人をよく知る人との協働作業によるケア
まねじめんと しゅほう かつよう ひつよう かんがえる
マネジメントの手法を活用することが必要と考える。
ちてきしょうがい ひと なか じこ けっけい じこ せんたく しえん ひつよう ひと
知的障害のある人の中には自己決定・自己選択に支援を必要としている人が
せんもんてき けいぞくてき しえん ひつよう
おり、専門的かつ継続的な支援が必要となる。

なら ぎきいん
【奈良崎 委員】

けつろん
○ 結論

ほんにん しえんしゃ せいねんこうけんじん
本人の支援者や成年後見人をつけてやってほしい

りゆう
○ 理由

じぶん じぶん しえんしゃ せいねんこうけんじん そうだん
自分ができることは自分で、できないことは支援者や成年後見人と相談してや
る。

にしたきいいん
【西滝 委員】

けつろん
○ 結論

たいとう じゆう こみゆにけーしょん みずから けつてい せんたく うながししゃかい さんか
対等 で自由なコミュニケーションが自らの決定・選択を促し 社会 への参加を
みちびく こみゆにけーしょん しえん かんよう
導く。コミュニケーション支援が肝要である。

のざわいいん
【野澤 委員】

けつろん
○ 結論

ことば ひょうげん にかて さぼーと はんだんのうりよく りかいかのう
言葉での 表現 が苦手で、サポートがないと 判断 能力 を理解可能なかたちにする
ことがむずかしい しょうがいしゃ かれ りかい ひと だいべんきのう
障害者 には、①彼のこともっとも理解している人が 代弁 機能
をはたし ②それでも 代弁者 が本当に彼のことを理解しているかどうかわからない
という自覚を 促し ③そのことを 客観的 に理解している人が関わり ④ 障害 の
ある彼がたえず 成長 (変化) し、その変化に 適合 した福祉サービスを 適時 提供 で
きるようなアレンジをし、⑤それも 本当に 適合 しているのかどうかを チェックする 別
の機能を 備える——という 体制 が 必要 。

りゆう
○ 理由

せるふ まねじめんと せるふ えんぱわめんと びあ かうんせりんぐ
セルフマネジメント、セルフエンパワメント、ピアカウンセリング……。そのどれも
が 必要 であることは 当然 であるが、それでも言葉のない・判断 能力 にハンディの
ある 障害者 がいることを 厳肅に 考える べきである。そうした彼らに対して「どん
な人もセルフマネジメントができる」という 当たり前 のことを 唱えているだけでは
足りない。判断 能力 がある 障害者 とそうではない 障害者 は (理念や 哲学 や
思想としては分けるべきではないかもしれないが)、国民の 税金 を 有効 に使わねば
ならない 社会 制度を作る上では分けて考えるべき 局面 がある。

のはらいいん
【野原 委員】

けつろん
○ 結論

ろんてん
論点 [A-3-2] [A-3-3] [A-4] に述べた。

ひがしがわいいん
【東川 委員】

けつろん
○ 結論

ちいきいこう ところ してき にゅういん にゅうしょせいかつ ながいしょうがいしゃ
地域移行の 所 でも指摘したが、入院・入所 生活 が長い 障害者 ばかりでな
く、障害 があるために限られた 生活 経験 しかもてなかった 障害者 は、自己 決定

・自己選択の機会を奪われてきた。それゆえに、「支援を得ながらの自己決定」は当然必要であり、本来の力を引き出すためのエンパワメント支援は重要である。そのためにもピアサポートの活用や、セルフマネジメントを可能にするための支援が求められる。

○理由

障害者はこれまで、自らの力を発揮することができないような環境におかれてきたため。

【平野委員】

○結論

A-4-1)でも述べたとおり、サービス利用以前のプロセスやそこでの支援がある。

まずは、障害者本人のエンパワメントが必要であり、そして自身のニーズ把握を支援することが求められる。その意味で「支援を得ながらの自己決定」は必要である。また、可能な障害者には「セルフマネジメント」も有効であると考えられる。ただし、セルフマネジメントをすべての障害者の義務化することや、一般化（原則化）することは、障害者を自己管理出来る障害者とそうでない障害者に区分することとなり好ましくないと思える。

○理由

一般社会でも、支援を得て選択・決定することはしばしばある。例えば、レストランでワインを選ぶ際にソムリエの支援を求めることなどである。そうした支援があることで、より良い自己実現が図れる。重要なことは、その自己決定が本人の「最善の利益をする」ことであり、もちろん当事者の意に反して決定することは許されないが、なにがなんでも当事者だけで決定させることがベストでないことは一般社会での例からもわかる。

【広田委員】

○結論

障害の程度、環境等による。

○理由

精神障害者の世界もセルフマネージメントは望ましいと思うけど、現実

びょうじょう ふあんてい
病状 の不安定 さもある。

ふくいいいん
【福井委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいていどくぶん はいし まず にちじょうせいかつ かいぜん しゃかいせいかつ さんか
障害 程度区分は廃止するが、先ず 日常 生活 の改善 や 社会 生活 への参加につ
いて、 ほんにん きぼう めいかく そのさい しえん ひつようど きめる ひょうじゅんてき
本人 の希望 を 明確 にする。その際、支援 の必要度 を決める 標準的 な
ガイドラインの 開発 は欠かせない。的確 なサービスが 支給 されるように、 しょうがい
とうじしゃ さんかく ひつよう てきかく さーびす しきゅう
当事者 の 参画 も 必要 であろう。個別 ニーズに基づく 支給 決定 には、自治体 や
かくせんもんか しみん さんか ネットわーく すすめられる ほうこう けんとう
各専門家 と市民などが参加するネットワークによって、進められる 方向 を検討して
いくべきである。

りゆう
○ 理由

ちいきふくし さーびす ていきょう ぎょうせいがわ わくぐみ いっぽうてき
これまでの、地域福祉サービスの 提供 は、まさに 行政側 の枠組みからの 一方的
な 支給 であり、当事者 の希望をどう 実現 していくかという視点が 欠落 していた。地域
ネットワーキングづくりを通じて、何よりも しょうがいしゃ にたいする しゃかいてきりかい こうじょう
生まれ ともに いきる ほうこう きたい
生まれ、共に生きるまちづくりへの 方向 が期待される。

ふじおかいいん
【藤岡委員】

けつろん
○ 結論

こうれいしゃ べつ せいねんこうけんせいど ちてき せいしんしょうがいしゃ にかんして はいし
高齢者 は別 としても、成年 後見 制度は知的、精神 障害者 に関しては、廃止を
ふくめた ばっぼんてき かいかく ひつよう しんたいしょうがいしゃ ふくめてりよう あらたな そうごうしえん
含めた 抜本的 な改革 が 必要。身体 障害者 も含めて利用できる新たな 総合 支援
せいど ひつよう
制度が 必要。

りゆう
○ 理由

ひとり べんごし せいねんこうけんにん しょうがいしゃ もてる ちから
たとえば一人の弁護士が 成年 後見人 になったところで、 障害者 が持てる 力を
かいが ひつよう しえん うけながら じりつ せいかつ おくるささえ やくだつ
開花させて 必要 な支援を受けながら自立した 生活 を送る支えにたいして役立っていない
げんじつ いちぶ ねつい とりくみ べつ
い 現実 がある（一部の熱意ある取り組みは別として）。
しえん えながら じこ けつてい じつげん ほう すすむ みちすじ
支援を得ながらの自己 決定 の 実現 こそはこの法の進むべき 道筋。
せるふ あどぼかしー しすてむ ひつよう よういん ほうしゅうほしょう
そのためのセルフアドボカシーシステムは 必要 であり、要員の 報酬 保障 をこの
ほう もとづき こべつしきゅう ひつよう
法に基づき個別 支給 していく 必要 がある。
しょうがいしゃほんにん ざいさん せいねんこうけんにん ほうしゅう ふよ さいばんかん けつてい
障害者 本人 の財産 から 成年 後見人 の報酬 付与を 裁判官 が決定する
げんこうみんぼう せいねんこうけんせいど せいぞんけんほしょう じんけんほしょう かんてん あやまっ
現行 民法 の 成年 後見 制度は 生存権 保障、人権 保障 の観点 から誤っており、
はいし ちいきせいかつしえんじぎょう ひつすじぎょう ほとん れべる
廃止するべき（地域 生活 支援 事業 の必須 事業 で補填すればよいというようなレベル

でない根本問題こんぽんもんだいです)。
そのためには財源確保ざいげんかくほが必要ひつようである。

ますだいいん
【増田委員】

けつろん
○ 結論

必要ひつような支援しえんは、その人ひとによって幅広はばひろいい。自らみづからのニーズを言葉ことばで表現ひょうげんできない
場合ばあいもあり、その人ひとに寄り添よりそっった丁寧ていねいな支援しえんが必要ひつようである。

りゆう
○ 理由

長期的ちやうきてきに精神科せいしんかびやういん病院にゆういんに入院ひとしている人は、退院たいいんし、地域ちいきで暮らすくらすことに
大きな不安おおきなふあんを抱くだく。こうした人たちがかつて持っていた希望きぼうを取り戻すためには丁寧ていねいな
働きかけはたらきかけと安心あんしんを提供ていきやうすることが必要ひつようである。そうした支援しえんの中で改めて自ら
の希望きぼうを抱くだくことができる。

みうらいいん
【三浦委員】

けつろん
○ 結論

質しつの高い相談たかいそうだん支援しえんが必要ひつよう。セルフマネジメントが可能な人せるふ まねじめんとは、セルフプランを基かのうに
支給しきゆう申請しんせいする。また、支援しえんを得て自己決定じこ けつていしていくようなケアマネジメント
(エンパワメント支援えんばわめんと)の行える社会福祉士等おこなえるしゃかいふくししとうの人材じんざい養成ようせいが不可欠ふかけつである。

みつますいん
【光増委員】

けつろん
○ 結論

支援付き自己決定しえん つき じこ けつていのあり方が必要ひつようである。

りゆう
○ 理由

重症じゆうしやう心身しんしん障害しやうがい、重複ちゆうふく障害しやうがい、知的ちてき障害しやうがいのある人等ひととう、自己決定じこ けつていをする
ために支援しえんが必要ひつような人ひとがいる。当事者とうじしやが信頼しんらいできる支援者しえんしや、家族等かぞくとうと相談支援そうだんしえんの
担当者たんとうしやが支援しえんを得ながらの自己決定じこ けつていができる支援しえんが必要ひつようである。ただし、支援者・
家族かぞくの考え方かんがえかたが強つよくなると本人ほんにんの自己決定じこ けつていを損そこなう場合ばあいもあるので、必要ひつように
応じてピアサポーター、ピアカウンセラー、相談支援担当者おうじて ぴあ さぽーたー ぴあ かうんせらーも入れて支給決定しきゆう けつていの
検証けんしょうを定期的ていきてきに行う必要性おこなう ひつようせいがある。

もりいん
【森委員】

けつろん
○ 結論

自己決定、自己選択に基づいて、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画するためには、障害者ケアマネジメントの手法を展開するとともに、十分な選択肢をもとに、本人主体の達成可能な生活のイメージをもとに、その実現を図っていく必要がある。また、その過程をもとに本人の課題解決能力を向上させることがエンパワメントである。そのような観点から考察を深めると「セルフマネジメント」「支援を得ながらの自己決定」は是非とも、障害者本人が獲得して実践すべき課題である。

りゆう
○ 理由

本人主体の本人の価値観に基づいた本人の実現可能な生活をおくるための支援は、適切な支援を組み合わせることによって可能であると考えられる。

やまもといん
【山本委員】

けつろん
○ 結論

セルフマネジメントではなくあくまで自己決定であるべき。支援として本人の権利主張を支え、さらに本人の力を強くしていくエンパワメントのためのアドボケートを法的に位置づけていくべき支援を受けた上での自己決定が、法的に自己決定として認められること、さらに支援者が権限乱用しないための仕掛けも必要

りゆう
○ 理由

セルフケアマネジメントであっても、圧倒的に選択肢のない状態ではワンパックになった計画を押し付けられたり、それを拒否できない状態がアメリカからは報告されている

あくまで自己決定が中心とされなければ、サービス提供側による囲い込みが生じかねない。

一方で自己決定するための支援がなければ情報のないままに放置されてしまい、制度利用ができない実態がある

【論点 C-1-2） 障害者 ケアマネジメントで 重要性 が指摘されてきたエンパワメント支援についてどう考えるか？また、エンパワメント支援の機能を強化 するためにはどういった方策が必要と考えるか？

【荒井委員】

○ 結論
選択 をより質 の高いものにするためには、エンパワメント支援の視点を持ち、障害者 が 必要 とする支援を 恒常的 にマネジメントするケアマネジャー制度が 必要 。
このケアマネジャーがサービスの 給付 管理や 調整 、施設等 から地域移行への支援、各種 行政 機関への 対応 等を行う ことにより、障害者 の地域における自立を 支援する。
その際、ピアサポートについても制度に組み入れることを 検討 していく 必要 。

○ 理由
障害者 の 人生 をトータルに支援する 相談 支援 従事者 を 専門職 として 確立 し、障害者 の 選択 を支援できるような仕組みを 創設 する 必要 がある。

【伊澤委員】

○ 結論
「個別支援 計画 の 強化 」という課題から 大切な ものと思うが、「エンパワメント」の 概念 規定があやふやと感じており、視点の整理が 必要

○ 理由
エンパワメントは 通説 では、人間の 潜在 能力 の発揮を可能にするよう 平等 で 公平 な 社会 を 実現 しようとするところに価値を見出す視点であり、たんに個人や 集団 の自立を 促す 概念 ではないと言われている。概念 の規定とともに 当然 、 当事者 ・ 支援者 の意識も変わる 必要 があり。おのずと 教育面 での 反映 も 促進 すべきである。

【石橋委員】

○ 結論
包括的 な支援 体制 の 構築 と理念の公知が 重要 。

しちょうそんじちたい じりつしえんきょうぎかい せっち ぎむ えんばわめんと しえん きのう
市町村 自治体の自立支援 協議会 の設置を義務とし、エンパワメント支援の機能を
きょうか けんげん せきにん もた どうじ あてしよく へんせい
強化するために権限と責任を持たせると同時に宛職で編成しない。

りゆう
○理由

とうじしゃ みかいはつ ちから しゃかい はっき しゃかいしげん さいけんとう はばひろい
当事者の未開発の力を社会で発揮するためには、社会資源の再検討を幅広い
はんい おこなう ひつよう
範囲で行うことが必要。

うじたいいん
【氏田委員】

けつろん
○結論

かんきょういんし しょうがいとくせい にちじょうせいかつてきおう
ICFの環境因子は障害特性がどのような日常生活適応につながるかに
おおきく えいきょう いちよういん しょうがい ねがていぶ ひょうげんけい こんなんせい
大きく影響する一要因である。障害のネガティブな表現形である困難性を
もたらしている環境因子を把握し、その環境因子の操作によって障害特性の
かんきょういんし はあく かんきょういんし そうさ しょうがいとくせい
ポジティブな表現形を実現することが必要である。また、障害を持つ子どもの
ぼじていぶ ひょうげんけい じつげん ひつよう しょうがい もつ こども
将来のエンパワメント支援が最大限の実効性をもつために、幼児期から成功
しょうらい えんばわめんと しえん さいだいげん じっこうせい ようじき せいこう
体験に基盤を置いた発達支援を展開することが大切である。
たいけん きばん おい はったつしえん てんかい たいせつで

りゆう
○理由

はったつしょうがい しょうがい かてごりー かんきょういんし
発達障害をはじめとして、すべての障害カテゴリーにおいて、ICFの環境因子
にちじょうせいかつてきおう およぼす えいきょう おおきい ほんにん りきりょう さいだいげんはつき
が日常生活適応に及ぼす影響は大きい。本人の力量が最大限発揮される
かんきょうちょうせい えんばわめんと しえん ちゅうじく かんがえられる
ための環境調整は、エンパワメント支援の中軸と考えられるべきであると
かんがえる
考える。

こじんいんし しょうがいとくせい にちじょうてきおう おおきく
ICFの個人因子もまた障害特性がどのような日常生活適応につながるかに大きく
えいきょう いちよういん とくに しょうがいしゃじしん ようじき そだち せいじんき
影響する一要因である。特に、障害者自身の幼児期からの育ちは、成人期の
えんばわめんと おおきなえいきょう およぼす いわ
エンパワメントに大きな影響を及ぼすと言われている。

おおくぼいいん
【大久保委員】

けつろん
○結論

しょうがいしゃ けあ まねじめんと かんたんにいへ しょうがいしゃ ひとりひとり くらし
障害者 ケアマネジメントは、簡単に言えば、障害者一人ひとりが暮らしていく
うえ しえん にーず ほんにん いこう もとづく はあく おうじたさまぎま きーびす
上での支援ニーズ（本人の意向に基づく）を把握し、それに応じた様々なサービスを
ちょうせい かくほ きのうとう りかい してん なか しょうがいしゃ しゅたいせい
調整、確保する機能等と理解するが、その視点の中には、障害者が主体性をも
しゃかいせいかつ おくる かんがえる
って社会生活を送ることがあると考える。

ちてきしょうがいぶんや しゅたいせい かくとく むけた しえん はったつ
知的障害分野においては、この主体性の獲得に向けた支援は、これまでの「発達
しえん じりつしえん いいかえて さしつかえない かんがえる しえん にーず
支援」や「自立支援」と言い換えても差し支えないと考える。ただし、これらの支援ニーズ

へんか いていきかん もにたりんぐ ひつよう
は変化するものであり、一定 期間ごとにモニタリングする 必要 がある。また、この
もにたりんぐ しえん しつ さいひょうか
モニタリングは支援の質を再評価 することでもある。

えんばわめんと しえん きのう きょうか けあ まねじめんと きのうきょうか
したがって、エンパワメント支援の機能を強化 は、ケアマネジメントの機能強化 だ
しえんげんば せんもんせい かくほう ふうかくかんけい かんがえる
けではなく、支援現場の 専門性 の確保等と深く 関係 するもの と考える。

おおはまいいん
【大濱 委員】

けつろん
○ 結論

とくにしんたいしょうがいしゃ みずから けあ ぷらん さくせい せいどせつけい きほん
特に 身体 障害者 については、自らのケアプランを 作成 できる制度 設計 を基本
とすべき。

しょうがいどうじしゃ そうだんしえんいん えんばわめんと してん そうだんしえん
このために 障害 当事者 である 相談 支援員 がエンパワメントの視点で 相談 支援
しゅくみ こうちく
する 仕組みの 構築 。

おかべいいん
【岡部 委員】

けつろん
○ 結論

えんばわめんと ごぎ けあ にないて けあ うけて
エンパワメントのそもそもの語義からして、「ケアの担い手からケアの受け手への
けんりよく ばわー いじょう だいぜんてい いみ ぴあ かうんせらー
権力 (パワー) の委譲」が 大前提 であり、その意味からも、ピアカウンセラーや
ぱーそなる あすしたんす こーでいねーたー になう そうだんしえんきのう ひょうか
パーソナルアシスタント (コーディネーター) が担う 相談 支援機能はがもっと 評価 さ
れることが 必要 。

りゆう
○ 理由

せんもんかしゅどう けあ まねじめんと せんもんせい えんばわめんと しえん げんかい
専門家 主導 の「ケアマネジメントの 専門性 」ではエンパワメント支援に 限界 があ
るため。

おざわいいん
【小澤 委員】

けつろん
○ 結論

そうごう そうだんしえん せんたー しちょうそん けんいきたいい せっち けんしゅう
・ 総合 相談 支援センターを、市町村 および 圏域 単位に設置をする。そこに、 研修
うけた ぴあ すたっふ おき あどぼかしー しえん せるふ まねじめんと しえん じこ けつてい
を受けたピアスタッフを置き、アドボカシー支援、セルフマネジメント支援、自己 決定
しえん おこなう
支援を行う。

とどうふけん しちょうそん ちいきせいかつしえんじぎょう げんこう ほうしき こっこほじょ
・ 都道府県・市町村 の地域 生活 支援 事業 (現行 の方式 ではなくて、国庫補助によ
ゆうどう ひつよう なか とうじしゃ ぐるーぶ かつどう じょせい いちづけ
る 誘導 が 必要) の 中 で、当事者 グループ 活動 への 助成 を 位置づけ、
えんばわめんと しえん じんざい ようせい
エンパワメント支援の 人材 を 養成 する。

りゆう
○ 理由

- ・ 相談支援センターだけでなく、セルフヘルプグループ活動の活性化もあわせて必要。

【小田島委員】

○ 結論

地域に出ていろいろな経験が出来るようにする。

いろいろなことを考えて、自分の意見が言える場所が必要。

いろいろな支援者と会議や話し合いをやって、自分でもよくわかるようにする。

○ 理由

自分だけでは何をやったらいいのかわからなくなるから。

【小野委員】

○ 結論

本人の意志、意欲を引き出し、選択と決定に至るプロセスを本人本位で支える手法と仕組みを構築する。そのためには、障害程度区分を廃止する。

○ 理由

本人の選択と決定が前提となり、本人本位の支援となるため。

【門屋委員】

○ 結論

当然です。障害者ケアマネジメントについては、一貫して本人中心・主体、本人のエンパワメントを第一に考え、常に高めることを意識しつつ相談支援専門員の支援を行うこととして、国の指導者研修においても強調されてきたところですが。

アセスメントの仕方とケア計画を立てるときに、本人のストレングス、環境のストレングスを明確にしつつ立てていく過程において明確になります。

加えて日々のモニタリング、提示のモニタリングの中にエンパワメントの視点を具体的に盛り込むべきです。

○ 理由

社会モデルを基本としたことは、すでにこのことを当然としています。

国の責任でサービス管理責任者、相談支援専門員、生活介護員など、福祉で

はたらくひとびと しつ こうじょう とくにそうだんしえんきのう どくりつ たいせい
働く 人々の 質を 向上 させるべきです。特に 相談 支援機能を 独立 できる 体制
せいび きっきん かだい こじん てきせつ に一ど はあく はじまる そうだん
整備が 喫緊の 課題です。個人の 適切な ニード把握から すべてが始まる わけで、 相談
しえんせんもんいん じんざいいくせい しょうがいふくし きばんせいび さいだい かだい かんがえて
支援 専門員 の 人材 育成 が 障がい福祉の 基盤整備として 最大の 課題と 考えていま
す。

かわさき よう いいん
【川崎（洋）委員】

けつろん
○ 結論

とうじしゃかい かぞくかい せるふ へるぶ ぐるーぷ しえん ほうりつ きてい
当事者 会、家族会 といったセルフレヘルプグループへの 支援を 法律 に規定することが
ひつよう どうじ しょうがいしゃ こじん かぞく しえん
必要 である。同時に 障がい者 個人 および 家族 への 支援が なされる ことが
えんぱわめんと かんがえる
エンパワメントにつながるもの と考える。

りゆう
○ 理由

しょうがいしゃどうし かぞくどうし こうりゆう かつどう たがいにまなびちから きのう
障がい者 同士 および 家族 同士の 交流 と 活動 は、互いに 学び 力 をつける 機能があ
ぐるーぷ あんしん うんえい しえん ひつよう
る。グループが 安心 して 運営 できる ような 支援が 必要 。

きたのいいん
【北野委員】

けつろん
○ 結論

けんり しゅたい しゃかい もでる りねん しょうがいしゃ いきる ちから
「権利の 主体」「社会 モデル」といった 理念は、 障害者 が「ともに生きる 力 を
たかめる エンパワーばわーめんと せいりつ
高める こと（＝エンパワメント）」こと なくしては 成立 しない ゆえに、
エンパワーばわーめんと しえん しょうがいしゃ けあ まねじめんと きほん
エンパワメント 支援が 障害者 ケア マネジメントの 基本 である。

りゆう
○ 理由

けんり しゅたい しゃかい もでる りねん しょうがいしゃ いきる ちから
「権利の 主体」「社会 モデル」といった 理念が、 障害者 が「ともに生きる 力 を
たかめる エンパワーばわーめんと せいりつ ちりょう しえん
高める こと（＝エンパワメント）」こと なくしては 成立 しないのは、 治療 や 支援 さ
じゅうどうてき いそんてきそんざい みずから えらびとつ やくわり しゃかいさんか さんかく
れる 受動的・依存的 存在 ではなく、 自ら 選びとった 役割 や 社会 参加・参画 に
ひつよう ちりょう しえん かつよう いきる ちから たかめて たいせつだ
必要 な 治療 や 支援 を 活用 して 生きる 力 を 高めて ゆく ことが 大切 だから である。

さのいいん
【佐野委員】

けつろん
○ 結論

じりつしえん もくてき しどう ぶろぐらむ とうじしゃ せんもんか かいはつ じぎょう
自立支援を 目的 とした 指導 プログラムを 当事者 と 専門家 で 開発 する 事業、その
ぶろぐらむ じゅうじ しどう しどうしゃようせいじぎょう ひつすじぎょう
プログラムに 従事 するものを 指導 する 指導者 養成 事業 を 必須 事業 と されたい。

しみずいじん
【清水委員】

けつろん
○ 結論

じょうき どうよう
上記 C-1-1 と同様

りゆう
○ 理由

ほうりつ こんかい うみだそ しゅくみ ぜんたい エンパワーメント
この法律そのもの、今回生みだそうとしている仕組み全体がエンパワーメント
しえんきのう じつたいか めぎす じっかん もつ おもつ
支援機能の実態化を目指すものであると実感を持って思っています。

たけばたいいじん
【竹端委員】

けつろん
○ 結論

じゅうまんひと しちょうそん けんいきたんい しょうがいしゃ えんぱわめんと
10万人に1つ（市町村もしくは圏域単位）くらい、障害者のエンパワメント
をすすめるため、ぎょうせい おかね だし しょうがいしゃ うんえい ばしょ ひつよう
行政がお金を出して、障害者が運営する場所をつくる必要が
ある。

りゆう
○ 理由

しょうがい ほんにん じぶん ひつよう さーびす しつ
障害のある本人は、自分の必要なサービスをほんとうは知っているはずだ。だが、
これまでそのこゑはきちんときかれてこなかったし、だれかにまもられたくらしをしている
と、それに気づかなくなる。なので、それに気づき、きづき じしん ぴあ
自信をとりもどすため、ピア
カウンセリングやピアサポートなども行われる、なかまのあつまるば ひつ
集まる場が必ようである。
これはじりつせいかつ せんたー あめりか りーじよなる せんたー どうじしゃしゅたい
自立生活センターやアメリカのリージョナルセンターのように当事者主たいで
うん ぎょうせい かね
運えいされ、行政はほじよ金をだすべきだ。

たなか のぶ いじん
【田中（伸）委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃ じんせい おくり しょくしゅ つき どう
障害者がどのような人生を送りたいのか、どのような職種に就きたいのか等、
しょうがいしゃこじん きぼう ぜんてい しょうがいしゃ きのかいふく しょくぎょうくんれんしえん
障害者個人の希望を前提として、障害者の機能回復や、職業訓練支援を
おこなうひつよう きょういくぶんや しえん しゅうろう しかくしゅとく にかんする しえん
行う必要がある。教育分野における支援や、就労、資格取得に関する支援も
ひつよう かんがえられる
必要となると考えられる。

りゆう
○ 理由

えんぱわめんと しえん じゅうよう きょうせい
エンパワメント支援は重要であるが、それが強制されるものであってはならな
い。しょうがいしゃこじん いし そんちょう ぜんてい しょうがいしゃ いちぼ
障害者個人の意思が尊重されることを前提として、障害者が一歩を
ふみだそ さい おおく かとうせい あたえられる ひつよう
踏み出そうとする際に、多くの可能性が与えられるものである必要がある。そして、
しえん めにゅー きのかいふく しょくぎょうくんれん きょういく しゅうろう そうだんしえんとう
支援メニューとしては、機能回復、職業訓練、教育、就労、相談支援等が

せいび ひつよう
整備される 必要 がある。

たなか まさ いいん
【田中（正）委員】

けつろん
○ 結論

えんばわめんと もくてき しょうがい かた しゅたいせい しゃかいさんか じつげん
エンパワメントの 目的 は、 障害 のある方が 主体性 をもって 社会 参加を 実現す
ることにある。したがって、エンパワメント支援の機能を 強化 するには、本人 の 存在
の価値を 最大限 発揮する 視点が 重要 であり、そのための 本人 状態 の見立てと
かのうせい みいだす かんきょうせってい じゅうよう
可能性を見いだす 環境 設定 が 重要 である。それは、個人の 社会的 機能を 本人
じしん ないはつてき どうき こうじょう しゃかいせいかつ はんえい こと
自身の 内発的 な動機により 向上 させること、社会 生活 に 反映 させる事となるの
で、内発的 な動機の 向上 を 促す 支援のあり方と 環境 設定 を 行う 調整 力
みたて せんもんせい かいはつ ひつよう
の見立てを 専門性 として 開発 する 必要 がある。

りゆう
○ 理由

しょうがい かかわら かんきょういんし とらえかた にちじょう せいかつてきおう
障害 のあるなしに関わらず、ICF の 環境 因子の とらえ方は、日常 の 生活 適応
におよぼす えいきょう おおきい とくに ようじき せいじんき みすえた みたて かのうせい はくつ
に及ぼす 影響 は大きい。特に、幼児期から 成人期 を見据えた見立て（可能性の 発掘）
おおきな えいきょう およぼす かんがえる かんきょうしだい ほんにん じょうたい おおきな
が大きな 影響 を及ぼすと考えるが、環境 次第で 本人 の 状態 がさらに大きな
えいきょう うける してん わすれて しゃかいさんか ひょうかじく ろうどうせい せいさんせい
影響 を受ける 視点も忘れてはならない。社会 参加の 評価軸 は、労働性 や 生産性
へんちよう あらたな じく こうちく もとめられ げいじゅつ ぶんか
に 偏重 しがちであるが、新たな 軸の 構築 が求められている。それは 芸術 や文化
かつどう ほんにん しゃかい へんよう かつ じゅうよう
活動 において、ひいては 存在 そのものが 社会 に 変容 をもたらす 価値として 重要
だとする 軸である。環境 を 設定し 調整 しつつ、本人 の 特性（障害 の 状態
ふくむ にちじょう てきおうじょうたい よりよい かんきょう
も含む）が、どのような 日常 につながるかを 適応 状態 からとらえ、より良い 環境
ちょうせい はかる えんばわめんと じつげん かんがえる
調整 を図ることでさらなるエンパワメントが 実現 すると考えるからである。

なかにしいん
【中西 委員】

けつろん
○ 結論

えんばわめんと しえん じこ せんたく じこ けつてい ほんにん かにてい ひつよう
エンパワメント支援は自己 選択・自己 決定 を 本人 ができるようにする 過程で 必要
となる ツールである。当事者 の 自立 生活 を既にしている 先輩 がピア・カウンセラーと
りようしゃ よりそつ せいしんてき せいかつぎのうてき しえん ぴあ かうんせりんぐ
して 利用者 に寄り添ってその 精神的、生活 技能的な支援をピア・カウンセリングや
じりつせいかつ ぷろぐらむ じりつせいかつ せんたー ていきょう きーびす つかつ
自立 生活 プログラムなどの 自立 生活 センターで 提供 されている サービスを使って
えんばわめんと どうじしゃ きーびす しえん ぜんめん たつ くに
エンパワメントしていく。そのためには 当事者 がサービス支援の 前面 に立って、国の
せいど じんけんひ ぷろぐらむ ほじょ うけて ちいき えんばわめんと しえん おこなえるせいど
制度での 人件費 やプログラム補助を受けて 地域でのエンパワメント支援 を行える 制度
さつきゅう こうちく
を 早急 に 構築 すべきである。

りゆう
○理由

とうじしゃ しょうがい せんもんか じゅうらい いるようきせんもんか いみ
当事者はその障害についての専門家である。従来の医療的専門家とは意味が
ちがうたちば せいかつしえん さぽーたー やくわり はたす そうごうふくしほう なか
違う立場での生活支援やサポーターとしての役割を果たす総合福祉法の中でも
キーパーソンである。総合福祉法の中では当事者支援をそのサービスの骨格とする
きーぱーそん そうごうふくしほう なか とうじしゃしえん さーびす こっかく
ことが求められている。

なかはらいいん
【中原委員】

けつろん
○結論

じこ けつてい しえん ひつよう ひと せんもんてき けいぞくてき しえん ひつよう
自己決定への支援が必要な人には、専門的、継続的な支援が必要となる。そ
そうだんしえん じゅうじつ けあ まねじめんと しくみ じゅうよう
のためには相談支援の充実やケアマネジメントの仕組みが重要となる。

りゆう
○理由

ちてきしょうがい ひと なか じょうほう りかい みずから いし けつてい かにい しえん
知的障害のある人の中には、情報を理解し自らの意思を決定する過程に支援
ひつよう ひと おおく ちてきしょうがいぶんや おぎなう
を必要としている人が多くいることから、知的障害分野においては、これを補う
けあ まねじめんと してん じゅうよう しえん ちてきしょうがいしゃ じこ けつてい
ケアマネジメントの視点が重要である。これらの支援は知的障害者の自己決定に
しする えんぱわめんと そうだんしえん
資するものであり、エンパワメントにもつながることとなる。そのためには、相談支援
じぎょうしょ こうへいせい せんもんせい かく ようけん
事業所の公平性と専門性は欠くことのできない要件となる。

なら ざきいん
【奈良崎委員】

けつろん
○結論

かいごほけん けあ まねじめんと
介護保険でやっているようなケアマネジメントはいらない

にしたきいん
【西滝委員】

けつろん
○結論

エンパワーメント しえん こみゆにけーしょん かんきょう もとめられ
エンパワーメント支援もコミュニケーション環境が求められている。

のざわいん
【野澤委員】

けつろん
○結論

ろんてん さんしょう
論点 C-1-1) を参照。

りゆう
○理由

ろんてん さんしょう
論点 C-1-1) を参照。

ひがしがわいいん
【東川 委員】

けつろん
○ 結論

じこ けつてい じこ せんたく きかい うばわ しょうがいしゃ えんばわめんと しえん
自己決定・自己選択の機会を奪われてきた障害者にとって、エンパワメント支援
じゅうよう びあ さぼーと かつよう せるふ まねじめんと かのう
は重要であり、そのためにもピアサポートの活用や、セルフマネジメントを可能に
しえん もとめられる
するための支援が求められる。

りゆう
○ 理由

ちょうきにゆういん にゆうしょしゃ しょうがい けいけん せばめられ ちから
長期入院・入所者はもちろん、障害があるために経験を狭められ、力を
だしきれない じょうきょう しょうがいしゃ おおい かんがえられる
出し切れない状況にある障害者は、なお多いと考えられるため。

ひらのいいん
【平野委員】

けつろん
○ 結論

のべた えんばわめんと しえん ふかけつ かんがえられる しえん
C-1-1) で述べたとおりエンパワメント支援は不可欠と考えられる。その支援の
にないて じぎょうしゃ まかせれ さー びるりよう ゆうどう かんがえられる
担い手については、事業者 に任せれば、サービルの利用の誘導になることも考えられる
ため、きゃっかんせい だいさんしゃせい たんぼ こうてききかん おこなう のぞましい
客観性や第三者性を担保するため、公的機関などが行うことが望ましい。

りゆう
○ 理由

じょうき とおり
上記の通り。

ひろたいいん
【広田委員】

けつろん
○ 結論

ほめること。

りゆう
○ 理由

じしん
ほめることにより、自信がついてゆく。
おかね
お金もない。

ふくいいいん
【福井委員】

けつろん
○ 結論

エンパワーメント支援の しえん じゅうようせい しょうめい きのう
重要性は、これまで証明されてきたところであり、機能
きょうか みんかん じっせん ほりおこし しえんさく めいかく
強化について、民間での実践なども掘り起こしながら、支援策を明確にしていく
べきである。

りゆう
○ 理由

いじょう せんもんか いくせい いちづけ かくりつ
これまで以上に、専門家の育成など、位置付けをしっかりと確立していくことが

もとめられる
求められる。

ふじおかいいん
【藤岡委員】

けつろん
○ 結論

ほんにん もつ ちから しえん せるふ あどぼかしー しゃ ふくししよく
本人の持っている力を支援するセルフアドボカシーというべき者を、福祉職、
ぎょうせいしよく そうだんせんもんいん ほうりつしよく ほけんいりょうしよく おなじ しょうがい もつ
行政職、相談専門員、法律職、保健医療職、同じような障害を持つあ
るいは持たない友人・知人等のチームでの取り組みを制度化する。

りゆう
○ 理由

えんばわめんと しえん ほんにんじしん ほんらい もつ せんざいてき ちから ぜんめんかいか
エンパワメント支援とは本人自身の本来持っている潜在的な力の全面開花の
ための総合的支援のことと思います。
ひとり しかくしゃ しえん かく じゅうよう しゃかいかんけい かんきょう
一人の資格者は、支援の核になることは重要としても、社会関係、環境とし
ての取り組みが必要であり、チームを組む必要がある。
かく あどぼかしー しかく あたえて けんしゅう ようせい しくみ ひつよう
核になるアドボカシーに資格を与えて、研修、養成していく仕組みは必要。

ますだいいん
【増田委員】

けつろん
○ 結論

しょうがい ひと しゃかい おおく ひとたち もつ へんけん じよきよ ひつよう
障害のある人への社会の多くの人たちが持つ偏見が除去されることが必要で
ある。そのためには障害のある人たちが社会のさまざまな場面に参加し、力を発揮
できる環境を整えることが必要。そのための支援が柔軟に行われる制度が
ひつよう
必要。

みうらいいん
【三浦委員】

けつろん
○ 結論

えんばわめんと しえん じこ けつていしえん ぷろせす めいじ ぷろぐらむ きょうゆう みえる
エンパワメント支援（自己決定支援）プロセスの明示。プログラムの共有（見える
か けんとう
化）を検討する。

りゆう
○ 理由

げんこう しょうがいしゃ けあ まねじめんと およびこべつしえんけいかくさくてい りょうしゃ
現行の障害者ケアマネジメント、及び個別支援計画策定においても利用者の
えんばわめんと さいじゅうし えんばわめんと しえん きょうか しえん
エンパワメントは最重視されるが、エンパワメント支援を強化するためには、支援
ぷろせす しえん ぷろぐらむ けんきゅう ともゆうするほうさく ひつよう どうじ だれ おこなえる
プロセスや支援プログラムを研究し、共有する方策が必要と同時に、誰が行える
か だいい おもわ
かが課題となると思われるため。

みつますいじん
【光増 委員】

けつろん
○ 結論

とうじしゃ びあ さぼーたー びあ かうんせらー かかわり びあ ぐるーぷ
当事者によるピアサポーター、ピアカウンセラーとの関わり、ピアグループなどの
とうじしゃかつどう とおし エンパワーばわーめんと しえん きのう じゅうよう
当事者 活動 などを通してのエンパワーメント支援の機能は 重要

りゆう
○ 理由

とうじしゃ びあ かうんせりんぐ とうじしゃかつどう じゅうよう
当事者によるピアカウンセリング、当事者 活動 などが 重要 になる。そのために
そうだんごとごうところ れんけい ひつよう とうじしゃしえん とうじしゃしえん おこなう
相談事業 所 との連携 が必要。そのための当事者 支援、当事者 支援 を 行う
しえんしゃ ようせい ひつよう
支援者の 養成 が必要 になる。

もりいじん
【森 委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃ けあ まねじめんと しゅほう かつよう たっせいかのう のぞましい せいかつ ありかた
障害者 ケアマネジメントの手法 を活用 して 達成 可能な望ましい 生活 のあり方
ほんにん じこ けつてい もとづい めいかく たっせいかのう のぞましい せいかつ げんじょう
を 本人 の自己 決定 に基づいて 明確 にし、その 達成 可能な望ましい 生活 と 現状 と
ぎゃっぷぶ ぶんせき てきせつ せんたくし じこ せんたく じこ じつげん
のギャップを 分析 し、適切な 選択肢 を自己 選択 することによって、自己 実現 に
むすびつける かつてい けあ まねじめんと かつてい じこ こうていかん
結びつける過程がケアマネジメントである。そして、その過程をもとに自己 肯定 感、
じこ こうりょく もつ かだい かいけつ のうりょく こうじょう
自己 効力 を持つにいたることが、課題 解決 能力 の 向上 、すなわち
えんばわめんと こうじょう
エンパワメントの 向上 である。

えんばわめんと しえん しょうがいたうじしゃ ちしきち たいけんち
そして、エンパワメント支援のためには、障害 当事者の知識知、体験 知などに
もとづい びあ かうんせりんぐ びあ さぼーと じゅうよう しょうがいたうじしゃ
基づいたピアカウンセリング、ピアサポートが 重要 であり、やがて 障害 当事者に
せるふ まねじめんと じつげん しえん じゅうじつ ひつよう
よるセルフマネジメントが 実現 できる支援の 充実 が必要 になる。

りゆう
○ 理由

じこ けつてい じこ せんたく じこ じつげん はかるじりつしえん じゅうじつ はかる
自己 決定、自己 選択 をもとにした自己 実現 を図る自立支援の 充実 を図るために
しょうがいしゃ けあ まねじめんと えんばわめんと しゅうち はかり じゅうぶん
は、障害者 ケアマネジメント、エンパワメントについて 周知 を図り、その 十分 な
かつよう はかるひつよう
活用 を図る 必要 がある。

やまもといじん
【山本 委員】

けつろん
○ 結論

けあ まねーじめんと ぶんみやく エンパワーばわーめんと うまれない じこ
ケアマネージメントの 文脈 ではエンパワーメントは生まれないので、あくまで自己
けつていしえん てつする
決定 支援に徹するべきである

りゆう
○ 理由

けあ まねーじめんと しゅほう りょうしゃ ちから おしつけ
ケアマネージメントという 手法 そのものが、利用者の 力 をそぎ、押し付けを

うみだす きけん
生み出す危険がある。

【論点 C-1-3】ピアカウンセリング、ピアサポートの意義と役割、普及する上での課題についてどう考えるか？

【荒井委員】

○ 結論

選択をより質の高いものにするためには、エンパワメント支援の視点を持ち、障害者が必要とする支援を恒常的にマネジメントするケアマネジャー制度が必要。

このケアマネジャーがサービスの給付管理や調整、施設等から地域移行への支援、各種行政機関への対応等を行うことにより、障害者の地域における自立を支援する。

その際、ピアサポートについても制度に組み入れることを検討していく必要。

○ 理由

障害者の人生をトータルに支援する相談支援従事者を専門職として確立し、障害者の選択を支援できるような仕組みを創設する必要がある。

【伊澤委員】

○ 結論

(観念的ながら...) 基本は、同じ立場や目線で、お互いの想いを重ねあい共通項を見出し、一緒に行動する(伴走姿勢) 相談支援の形として重要である。

○ 理由

自分の意見を表明することが苦手、あるいは困難な人が多いので、本人の気持ちに沿い、安心・安全担保した支援の形として重要である。現状と、先を見通した取り組みが必要である。将来に向けての仕掛け(教育等)も大切であり、

- ① 支援の担い手の養成 研修等の活性化
- ② 研修後の活動の場の確保ならびに予算化を制度保障の観点から進める。

【石橋委員】

○ 結論

一定の理念・実践研修が必要。単なる、経験的な話だけであると、違った方向への誘導もあり得る。

ぶらんでいあ いちづけな
ボランティアと位置づけない。

じょうほう こうかい
情報を公開する。

ぴあ さぼーたー おや ふくむ けんしゅう
ピアサポーター（親を含む）の研修。

りゆう
○理由

したいふじゆう どうじしゃ かかえる ふあんかいしょう どうじしゃ どうじしゃ もつ
肢体不自由の当事者を抱える不安解消のために、当事者だけでなく、当事者を持つ
おや ふくめたたいせいづくり ひつよう そんざい しら
親も含めた体制作りが必要だが、その存在が知られていない。

うじたいいん
【氏田委員】

けつろん
○結論

どうじしゃ ぴあ かうんせりんぐ ぴあ さぼーと ここ たいけんそうご きょうつうぶぶん
当事者によるピアカウンセリング、ピアサポートは、個々の体験相互に共通部分が
かんがえられる そうごりかい え そうだんしゃ なかま あんしんかん あたえる
あると考えられるため、相互理解が得やすく相談者に仲間としての安心感を与える。
たがい けいけんち きょうゆう こんなん かいぜん やくだつ ぴあ しえん
また、互いの経験知を共有することが困難さの改善に役立つなど、ピア支援は
じゅうよう しょうがいしゃ じりつ じりつ はたす やくわり おおきい ぴあ しえん どうじしゃかん
重要であり、障害者の自立（自律）に果たす役割は大きい。ピア支援は当事者間、
かぞくかん そうごしえん こみゆにけーしょん かにい せいり ひつよう おうじて
家族間の相互支援であるが、コミュニケーション過程の整理など、必要に
しえんしゃ なかだち ゆうよう ばあい かぞくかん ぴあ しえん べあれんと
支援者の仲立ちが有用な場合もある。また家族観のピア支援としてはペアレント
めんたー ようせい おこなわ かぞく おおきな ささえ こんご あんてい
メンターの養成も行われており、家族の大きな支えになっている。今後、安定した
ぴあ かうんせりんぐ ぴあ さぼーたー しえん ていきょう ぴあ しえん ほじょ
ピアカウンセリング、ピアサポーターによる支援を提供できるよう、ピア支援を補助す
だいさんしゃてき しえんきのう かくりつ しちょうそん れべる かだい たいおう たいせい
る第三者的な支援機能の確立など市町村レベルで課題に対応できる体制づく
りをする必要がある。

りゆう
○理由

みぢか ばしょ きがるにそうだん りかいしゃ けいけんしゃ にーず こうか おや かい
身近な場所で気軽に相談できる理解者、経験者へのニーズと効果は、親の会や
どうじしゃだんたい かつどうじっせき あきらかで にんてい
当事者団体などの活動実績からも明らかである。また、認定にあたっては、それ
だんたい そうだんけいけん た かんれん けんしゅう りしゅう きじゅん くわえること
までの団体での相談経験の他、関連する研修の履修なども基準に加える事と
がくれき あらたなちしき とくてい けいけん しゅうとく せいげん じつりよく じんざい
し、学歴や新たな知識や特定の経験の習得に制限されず実力ある人材の
そうきかくほ つとめ ぴあ しえん たずさわるしゃ いちづけ たしか
早期確保に努め、さらには、ピア支援に携わる者としての位置づけを確かにすることで
しえんしゃ いしき こうじょう うながす けいぞくてき けんしゅう ししつ こうじょう
支援者としての意識の向上を促すことや継続的な研修による資質の向上に
つとめる かかえこみ もえつき にたいする めんたる けあ にたいして
努めるとともに、抱え込みや燃え尽きなどに対するメンタルケアに対しても
ばっくあっぷぶ ちいき じつじょう あわせた じんそく たいおう できる たいせい
バックアップするなど、地域の実情に合わせた迅速な対応が出来る体制づくりが
かのう
可能になる。

おおくぼいじん
【大久保委員】

けつろん
○ 結論

ピアカウンセリング、ピアサポートの意義については理解するが、果たす役割や機能さらに制度化などについては整理、検討が必要と考える。

りゆう
○ 理由

知的障害分野では、ピアカウンセリング、ピアサポートを助成事業などにより実施されているが、知的障害者本人やその家族に対する共感をベースとした仲間づくりやエンパワメント、相談支援など様々である。

おおはまいじん
【大濱委員】

けつろん
○ 結論

たとえば病院や施設から地域生活に移行するにあたって、地域で暮らしている自分より重度のピア相談員が相談に乗れば、ロールモデルとなり、障害者本人の地域生活のイメージづくりや自信につながる。

課題はピア相談員が研修受講する際の交通費・宿泊費の助成や、遠方の病院や施設に相談支援に出向く場合や、逆に施設等から相談支援事務所まで出てきてもらう交通費・介護費用・相談員の時給などの助成。

りゆう
○ 理由

相談支援事業を受託していない障害者団体や重度の障害者個人でも地域移行のための施設や病院での障害当事者への相談援助を行っているが、公的な助成等がないので、遠方の施設の障害者等から地域移行の相談の申し込みがあっても、なかなか会えない状態がある。

おかべいじん
【岡部委員】

けつろん
○ 結論

論点 C-1-2 に同じ。

りゆう
○ 理由

論点 C-1-2 に同じ。

おざわいいん
【小澤委員】

けつろん
○ 結論

- ・ 総合 相談 支援センターを、市町村 および 圏域 単位に設置をする。そこに、研修を受けたピアスタッフを置き、アドボカシー支援、セルフマネジメント支援、自己決定支援を行う。
- ・ 都道府県・市町村 の地域生活支援事業（現行の方式ではなくて、国庫補助による誘導が必要）の中で、当事者グループ活動への助成を位置づけ、エンパワメント支援の人材を養成する。

りゆう
○ 理由

- ・ 相談支援センターだけでなく、セルフヘルプグループ活動の活性化もあわせて必要。

おだじまいいん
【小田島委員】

けつろん
○ 結論

ピープルファーストのような当事者の団体に国がお金を出す。

りゆう
○ 理由

お金があれば当事者の団体がもっとたくさんできるから。

かしわめいいん
【柏女委員】

けつろん
○ 結論

当事者団体（親の会を含む。）に対する公的支援について規定する。

りゆう
○ 理由

当事者視点の重要性による。

かどやいいん
【門屋委員】

けつろん
○ 結論

米国ではこの10年前よりピアサポート・スペシャリストという州ごとの資格が作られ、支援チームの一員として職業として成立しています。当然ないよう豊富な研修体制が可能とさせているようです。地域で生活支援を行うマンパワーとしては必須の人材と考えています。

はたらけるシステムが必要。地域移行時及び地域定着の支援チームの一員とし

ろうどうたいか しはらわ しょくぎょう してむ ひつよう くわえてけんしゅうたいせい
て労働対価が支払われ 職業としてのシステムが必要です。加えて研修体制が
ひつよう ちほう じゅこう けんしゅう してむ かいはつ じゅうよう しゅう かい
必要ですが、地方で受講しやすい研修システムの開発が重要です。週1回
やかん じかんていど けんしゅう かい つづけて きそ けんしゅう けんしゅうないよう
夜間に3時間程度の研修を10回ほど続けて基礎研修とするなど、研修内容は
けんとう
検討されるべきです。

りゆう
○理由

たいけん ほんにん にーど めいかく ほんにん しんらいかんけい むすび
体験をもとに本人のニーズを明確にでき、本人との信頼関係も結びやすく、
いろいろなりん せんもんしょく ちーむ くむ ゆうこうせい
いろいろな利点があります。専門職とチームを組むことによってより有効性が
たかまる かんがえます
高まると考えます。

かわさき よう いいん
【川崎（洋）委員】

けつろん
○結論

ぴあ かうんせりんぐ ぴあ さぽーと やくわり おおきい せいどか
ピアカウンセリング、ピアサポートの役割は大きい。制度化されるべき。

りゆう
○理由

げんじょう ぶらんていあ かつどう ざいせいてき ほしょう なかま
現状はボランティアにささえられている活動で、財政的な保障がない。仲間
どうし ささえ おなじしょうがい きょうゆう きょうかん めりつと とくにせいしん
同士の支えは同じ障害を共有でき、共感できるメリットがある。特に精神
しょうがいしゃ かぞくかい こうれいか かい うんえい こんなん せいどか ざいげん
障がい者の家族会が高齢化で、会の運営も困難になっている。制度化され、財源
ほしょう かい けいぞく いぎ
の保障がされ、会が継続できることは意義のあることである。

きたのいいん
【北野委員】

けつろん
○結論

ぴあ かうんせりんぐ ぴあ さぽーと しょうがいしゃ そうだんしえん けあ まねじめんと
ピアカウンセリングやピアサポートは、障害者の相談支援やケアマネジメントや
けんりようご かか ひつすしえん
権利擁護に欠かせない必須支援である。

りゆう
○理由

おなじしょうがい さまざま じんせい さべつ こんなん けいけん なかま りかい
同じ障害のゆえに、様々な人生の差別や困難を経験してきた仲間による理解
きょうかん いっぱん せんもんか こえて こんなん なか
と共感 は、一般にそうではない専門家のそれを超えており、さらに、その困難の中
ちいきじりつせいかつ いとなむななかま おなじしょうがい ちいきじりつせいかつ いとなも
で、地域自立生活を営む仲間は、同じ障害のある、これから地域自立生活を営も
うとする しょうがいしゃ ろーる もでる
うとする 障害者のロールモデルとなりうるから。

きみづかいいん
【君塚委員】

けつろん
○結論

おこなうきかん けいざいてきしえん けんとう
行う機関への経済的支援を検討する。

さの いいん
【佐野委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃ けんり じょうやく びあ かうんせりんぐ びあ めんたりんぐ
障害者 権利 条約 ではピアカウンセリング、ピアメンタリングとあるが、
なんちょうしゃとう にたいして しょうがい こべつ はっせい こみゆにけーしょん しょうがい
難聴者 等に対しても 障害 が個別に発生し、コミュニケーションの 障害 である
しゅうい りかい え しゃかいてき こりつ かんけいせい しょうがい かだい
ことから 周囲 の理解を得にくく、社会的 に孤立している（関係性の 障害）。課題
なんちょうしゃとう むけ びあ かうんせりんぐ びあ めんたりんぐ びあ さぼーと ぶろぐらむ
は、難聴者 等向けピアカウンセリング、ピアメンタリング、ピアサポート、プログラム
かいはつ しどうしゃ ようせい あめりか なんちょうしゃ ため びあ めんたー ようせい
の 開発、指導者の 養成 である。アメリカでは 難聴者 の為のピアメンター 養成
ぶろぐらむ
プログラムがある。

りゆう
○ 理由

みずから しょうがい しゅうい うったえられ びあ さぼーと うける なか じしん かいふく
自らの 障害 を 周囲 に訴えられないがピアサポートを受ける中で自信の回復、
けんりいしき かくりつ
権利意識の 確立 につながる。

しみずいいん
【清水委員】

けつろん
○ 結論

じゅうしょうしんしんしょうがい かたがた ぶろぐらむ びあ しえん
重症 心身 障害 の 方々のプログラムにおいても、ピア支援というのとはとても
ゆういぎ じっかん
有意義であることを 実感 しています。

りゆう
○ 理由

ふきゆう てん いえ エンパワーパワーメント ぶろぐらむ かんれん びあ ふかけつ
普及 という点で言えば、エンパワーメントプログラムとの 関連 で、ピアが不可欠と
こんかい しくみ うごかすうえ おおきな やくわり しょう
いうことで、今回 の仕組みを動かす上で、たいへん大きな 役割 が 生 ずることになる
おもい
と思います。

たけばたいいん
【竹端委員】

けつろん
○ 結論

ぼ
C-1-2の場のなかですべき。

りゆう
○ 理由

C-1-2のりゆうとおなじ。

たなか のぶ いいん
【田中（伸）委員】

けつろん
○ 結論

びあ かうんせりんぐ びあ さぼーと しょうがいしゃ せいしんてきくつう きょうゆう そのご
ピアカウンセリング、ピアサポートは 障害者 が 精神的 苦痛を 共有 し、その後の

人生を前向きに送ることができる契機となる意義を有するものであり、重要である。
従って、相談支援の一内容として、拡充すべきである。

○理由

障害者が、同様の障害を有する人と接する機会を持つことは、その後の人生を送る上での大きな精神的支えとなることが多い。また、自分とは別の障害を有する人の考え方を聞く機会も、自らの気持ちを整理する契機となる場合がある。従って、相談支援の一内容として、可能な範囲で障害者のネットワークを形成しておき、障害者から希望があれば、他の障害者と接する機会を設定していくような支援が行われることが検討されるべきである。

【田中（正）委員】

○結論

ピアカウンセリング、ピアサポートの意義、果たす役割や機能さらに制度化などについては、まずは言葉の定義からの整理、検討が必要である。そのためには実態調査をし、本来の目的を整理した上で検討を行うべきである。

○理由

国内で行われているピアカウンセリング、ピアサポートの実態に幅があり、制度として検討するには未整理な状態のため。

【中西委員】

○結論

障害者にとって最も信頼できる支援者が同じ障害をもつ仲間であり、支援者である。それはただ障害があればよいわけではなく、障害がある上にさらにピア・カウンセリングや自立生活プログラムなどのプログラム実施ノウハウを研修によって取得したものでなければピア・カウンセラー、ピアサポーターと称することはできない。そのためには自立生活センターが行っている42時間のピア・カウンセラー養成研修の制度を参考にして当事者が講師となって育てることが必要である。

○理由

障害者のピア・カウンセリングのリーダーは現在200名程度いるがその養成には2年から5年の期間が必要となっている。これを国制度にすることは現状のピア・

カウンセラーに対しての大きな負担となるため新たな研修手法を考えるしかない。

なかはらいいん
【中原 委員】

けつろん
○ 結論

知的障害者に関するピアカウンセリング・ピアサポートの位置づけ、定義が不明である。

のざわいいん
【野澤 委員】

けつろん
○ 結論

論点(C-1-1)を参照。

りゆう
○ 理由

論点(C-1-1)を参照。

のはらいいん
【野原 委員】

けつろん
○ 結論

当事者団体、支援団体が行うべき分野であるが、その育成と活動・運営への行政のさらなる支援が必要である。

ひがしがわいいん
【東川 委員】

けつろん
○ 結論

セルフマネジメントやピアサポートは、「保護される人から権利を持つ人へ変わる」を実現していくためにも欠くことができない。

りゆう
○ 理由

相談支援機関が「指導機関」にならないためにも、障害者自身によるアドボケイト（支援者）が必要である。ピア活動があれば、ニーズに応じた支援が提供しやすく、こうした活動によって「自分から進んで社会参加」することにもなる。

ひらのいいん
【平野 委員】

けつろん
○ 結論

エンパワメント支援の見地からもピアカウンセリングやピアサポートは有効と考えられるが、それぞれ適切な技法や技術の活用が根底にあり、「素人療法」

にならないように 研修 や 訓練 を義務化し、それぞれの 質 の担保を図るべきであろう。
また、専門 機関 の 相談 援助 とタイアップしての実施など、ピアカウンセリングやピア
サポートを 様々な 形 でサービスネットワークに組み入れることが求められる。

なお、障害者 によっては、障害 受容 の 状況 などにより、ピアカウンセリング
やピアサポートを受け入れることが 困難 なこともあり、これを義務化することは避ける
べきであろう。

(ピアカウンセリングもピアサポートも 障害者 自身からそれを望んだときに大きな
効果を発揮するものとされており、これを 強制 しては効果が期待されないと
考えられる)

○理由

上記 の通り。

【広田委員】

○結論

本人、家族、関係者 がピアカウンセリング、ピアサポートの 重要性 を認識す
ること。

○理由

上記 の人が、本人 及び家族同士のピアカウンセリング、ピアサポートの 重要性 に
気付いていないことが多い。

【福井委員】

○結論

障害者 同士や家族によるピアカウンセリングや、ピアサポートの意義や 役割 は
大きいものがあり、これまでも大きな成果をあげてきている。しかし、これを真に 普及
するためには、教育・研修 の 充実、積極性 を引き出した 相談 の結果を
受け入れる施策の 拡充 が欠かせない。

○理由

これまでは、ともすると 行政 の不備を補う 形 での 普及 が先行しているような
ところもあって、せつかくの当事者同士の 連携 が、一方的 な押しつけ・思い込みの
はげしさなどによる行き違いから、実を結ぶにいたらなかった例も見られた。この面
での 支援策 の 確立 が、今後の課題である。

ますだいいん
【増田委員】

けつろん
○ 結論

げんば おこなわ びあ かうんせりんぐ びあ さぼーと じっさい
さまざまな現場で行われているピアカウンセリングやピアサポートの実際を
しゅうせき びあ ちから もっとも いかさ しえん ありかた けんとう ひつよう
集積し、ピアの力が最も生かされる支援のあり方を検討する必要がある。
せんもんしょく やくわりぶたん せいり ひつよう
専門職との役割分担なども整理していく必要がある。

りゆう
○ 理由

せいしんか ちょうきにゅういんかんじゃ びあ さぼーと ぜんこく ひろがっ
精神科への長期入院患者へのピアサポートが全国に広がっているが、その
ありかた ありかた いらりょうきかん へいさせい おおきなしょうへき ちから ほつき
あり方はさまざまだ。医療機関の閉鎖性なども大きな障壁になって、その力が発揮
できない場合もある。
びあ ちから しゃかい なか みとめて そのじつたい ゆうこうせい あきらかに
ピアの力を社会の中で認めていくためにもその実態や有効性を明らかにする
ひつよう
必要がある。

みうらいいん
【三浦委員】

けつろん
○ 結論

えんばわめんと しえん てきかく じょうほうていきょう おこなううえ いぎ
エンパワメント支援、適確な情報提供を行う上で意義がある
そうだんしえんしょく いちづけ にんていしかくか けんしゅう けんとう おこない びあ かうんせりんぐ
相談支援職に位置づけ、認定資格化と研修の検討を行いピアカウンセリング
びあ さぼーと しつ こうじょう そうだんしえん じっせんりょく たかめる やくわり
・ピアサポートの質の向上とともに、相談支援の実践力を高める役割として
ふきゅう
普及させていく。

りゆう
○ 理由

びあ さぼーと ゆうこうせい じゅうし しょうがい ひと しょくぎょうぶんや ていちゃく
ピアサポートの有効性を重視し、障害のある人の職業分野として定着す
しゃかい かんきょう かいほつ むかえる かもうせい もつ かんがえる
れば、社会（環境）開発に向かえる可能性を持つと考えるため。

みつますいいん
【光増委員】

けつろん
○ 結論

びあ かうんせりんぐ びあ さぼーと とりくみ ふじゅうぶん ふきゅう
ピアカウンセリング、ピアサポートの取り組みはまだ不十分で、普及していないが、
こんごそうだんきのう しきゅうけつてい じょうほうていきょう しせつ かぞく ちいきせいかつこう
今後相談機能、支給決定への情報提供、施設、家族からの地域生活移行を
すすめる じゅうよう
進めるうえで重要である。

りゆう
○ 理由

かくち とうじしゃ じょうほうていきょう ようせいけんしゅう とうじしゃ しえん しえんしゃけんしゅう
各地で当事者への情報提供と養成研修、当事者を支援する支援者研修
じっし そうだんしえんけんしゅう びあ かうんせりんぐ けんしゅう えんしゅう いれ
を実施する。相談支援研修にピアカウンセリングの研修と演習などを入れ、

そうだんしえん どうじしゃ かかわれる きのう ひつよう
相談 支援にも当事者が関われるような機能をもたせる 必要 がある。

もりいじん
【森 委員】

けつろん
○ 結論

ぴあ かうんせりんぐ ぴあ さぽーと しょうがいたいけんしゃ ちしきち たいけんち
ピアカウンセリング、ピアサポートは、障害 体験者 としての知識知、体験 知を
たいけんしゃ めんたる てき じっせんできしえん じゅうじつ はかる ひつす
もとに、体験者 ならではのメンタル的、かつ 実践的 支援の 充実 を図るために必須
のことである。

ぴあ かうんせりんぐ ぴあ さぽーと しえん いぎ やくわり
そのためにはピアカウンセリング、ピアサポートの支援についての意義と役割 につい
そうごう ふくしほう めいかく いちづける になう しょうがいしゃ ぴあ
て 総合 福祉法に 明確 に位置づけるとともに、それを担うべき 障害者 、ピア
かうんせらー ぴあ さぽーたー しゃかいてき いちづけ めいかく ひつよう
カウンセラー、ピアサポーターの 社会的 位置づけを 明確 にする 必要 がある。そして、
じゅうじつ けんしゅう しすてむ こうちくひつよう
そのための 充実 した 研修 システムを 構築 必要 がある。

くわえて せるふ へるぶ ぐるーぶ じじょ ぐるーぶ どうじしゃだんたい いぎ やくわり めいき
加えて、セルフヘルプグループ（自助グループ）、当事者 団体の意義と 役割 を明記
かつどう しえん じゅうじつ はかるひつよう
するとともに、活動 への支援の 充実 を図る 必要 がある。

りゆう
○ 理由

しょうがい たいけん ひと ちしきち たいけんち もとづい しえん げんこう そうだんしえん
障害 を体験 してきた人の知識知、体験 知に基づいた支援は、現行 の相談 支援
じぎょうしょ しえん けつじょ かんがえられる おおく しょうがいどうじしゃ そうだん
事業所 での支援に 欠如 していると考えられることが多く、障害 当事者と 相談
しえんじぎょうしょ れんけい しょうがいしゃ せんざいてき のうりよく ひきだし じこ
支援 事業所 との 連携 によって、障害者 の潜在的 な能力 を引き出し、自己
こうていかん じこ こうりょくかん せいかつ とりくむ ぜひ もとめられる
肯定 感、自己 効力 感をいだいて生活 に取り組むことが是非求められる。

やまもといじん
【山本 委員】

けつろん
○ 結論

ぴあ さぽーと ぴあ かうんせりんぐ ことば ひとりあるき きほん
ピアサポート、ピアカウンセリングという言葉が独り歩きしているが、基本はあくま
なかまどうし あどぼかしー かつどう かんがえる ぴあ あどぼかしー いちづける
で仲間同士のアドボカシー 活動 であると考えるので、ピアアドボカシーと位置づける
べきである。

なんらかの しくみ なか ぴあ かつどう くみこま しょうがいしゃ
何らかの仕組みの中にピアの 活動 が組み込まれることなく、あくまで 障害者
だんたい どころつせい たんぽ しかけ ひつよう いみ ぴあ あどぼかしー
団体の 独立性 を担保する仕掛けが 必要 である。その意味でもピアアドボカシーのほ
のぞましい
うが望ましい。

ぴあ あどぼかしー おこなうしょうがいしゃだんたい ざいせいてきしえん おこなう
ピアアドボカシーを行う 障害者 団体に 財政的 支援を行う べき

せるふ へるぶ ぐるーぶ ざいせいてきしえん ひつよう
またセルフヘルプグループへの 財政的 支援も 必要

ぴあ あどぼけいと せるふ へるぶ ぐるーぶ しせつ せいしんびょういん だまえ とくに
ピアアドボカシーやセルフヘルプグループの施設や・精神 病院 への出前は特に
じゅうよう
重要

りゆう
○理由

しょうがいしゃ やすあがり ろうどうりょく せいしんほけんたいせい くみこま れい
障害者 が安上がり 労働力 として 精神 保健 体制 に組み込まれている 例が
おうべい みられ ひじょう きけん ながれ かんがえて
欧米 では見られ、非常に危険な流れと 考えている。

どくりつ しょうがいしゃだんたい かつどう あどぼかしー おこなわ
あくまで 独立した 障害者 団体の 活動 がアドボカシーとして 行われることが
ひつよう
必要

どくりつせいたんぼ ほうてき いちづけ ざいせい どくりつ ひつす
独立性 担保のためには 法的 位置づけのみならず 財政 の 独立 が必須
びあ かつどう やくわり こうかんかのう しんずい
なおピアとして 活動 は 役割 の 交換 可能というところに 真髓 があり、それなしに
びあ かつどう いぎ かりに びあ かうんせりんぐ びあ さぼーと
ピア、としての 活動 の意義はない。したがって 仮にピアカウンセリング・ピアサポート
かつどう にんち びあ かうんせらー びあ さぼーたー そんざい
という 活動 を認知するにしてもピアカウンセラー・ピアサポーターという 存在 はあり
しかく てんぷしりょう さんしょう せるふ へるぶ ぐるーぷ
えず、もちろん資格などありえない（添付 資料 2 参照）。セルフヘルプグループによ
たすけあい けいたい じゅうよう せいしんびょういん しせつ じょうほう
る助け合いの 形態 が 重要 とはいっても 精神 病院 や・施設でまったく 情報 なし
ほうち ひと おおい でまえかつどう そと かぜ ていきてき いれて
に放置されている 人が多いので出前 活動 をして外からの 風 を定期的に入れていくこ
ひつよう
とが 必要

ちんてん 論点 C-1-4) しせつ 施設・ びょういん 病院 からのちいきいこう 地域移行や、ちいきせいかつしえん 地域生活支援の じゅうじつ 充実 をすすめて うえ 上で、そうだんしえん 相談支援の せきやく 役割として求められるものにはどのようなことがあるか？その ちんてん 点から、げんじょう 現状 のいちづけ 位置づけや たいせい 体制 にはどのような課題があると考えるか？

あさひないいん
【朝比奈委員】

けつろん
○ 結論

かいご しえん さーびす ちょうたつ ちょうせい 介護や支援のサービスを 調達 する、調整 するといったレベルにとどまらず、ご ほんにん 本人 とのしっかりとしたコミュニケーションや 信頼 関係を せりりつ 成立 させる、ご ほんにん 本人 と しゅうい 周囲 の人たち とのパイプ役となって ちょうせい 調整 を図る、びょういん 病院 や せきやく 役所、ふどうさんや きんゆう 金融 機関等の じつじょう 日常生活 場面 に たいどう 同行 して してつぎとう いっしょ 手続き等を 一緒 にすすめる等の、せいかつしえん 生活支援 と いったい 一体 となった 相談支援が 必要 とされます。

このよう な 活動 は 実際 には、かつどう 退院 促進 事業 のなかで 行われたり、つうしょしせつ 通所 施設や きょたくかいごじぎょうしょ 居宅 介護 事業所 など 支援の いっかん 一環 として 行っていますが、ふくしてきしえん 福祉的支援をまったく 受けてこなかった ばあい 場合や せきやく 役割の たいしょう 対象 にならない(利用したくない) けいど 軽度の人たちの ばあい 場合には、そうだんしえん 相談支援 事業所 で じゅうじく 集中的 に たいわさる 担わざるを得ないことも多く、りょうてきな 量的な ニーズに たいえら 応えられていないのが じつじょう 実情 です。

あらいいいん
【荒井委員】

けつろん
○ 結論

せんたく をより 質 の高いものにするためには、えんぱわめんと しえん してん もち エンパワメント支援の 視点 を持ち、しょうがいしゃ ひつよう 障害者 が 必要 とする 支援を じょうじょうてき 恒常的 に たいおん 対応 する ケアマネジャー制度が ひつよう 必要 。

この ケアマネジャーが サービスの 給付 管理や ちょうせい 調整、しせつとう 施設等 から ちいきいこう 地域移行への 支援、かくしゅぎょうせいきかん 各種 行政 機関への たいおう 対応 等を行う ことにより、しょうがいしゃ 障害者 の ちいき 地域における じりつ 自立を しえん 支援する。

そのさい びあ さぽーと その際、ピアサポートについても せいど 制度に 組み入れる こと を けんとう 検討 していく ひつよう 必要 。

りゆう
○ 理由

しょうがいしゃ じんせい と一たる しえん そうだんしえん じゅうじしや せんもんしよく 障害者 の 人生 をトータルに 支援する 相談支援 従事者 を 専門職 として かくりつ 確立 し、しょうがいしゃ せんたく しえん 障害者 の せんたく 選択 を 支援 できる ような しくみ そうせつ ひつよう 仕組みを 創設 する 必要 がある。

いざわいいん
【伊澤委員】

けつろん
○ 結論

- ① 「地域移行・退院促進」事業は現状のメニュー的**事業**ではなく、**法定化**し**本腰**をいれるべき。実施体制の基本水準の設定も含め、**拡充**の方向を強く示すべきである。
- ② コーディネート（ソーシャルワーク）機能とピアサポートの**統合スタイル**の**確立**による**地域移行**、**退院促進**を**推進**すべき。
- ③ 相談支援は**入院中**からの**関係づくり**を**包摂**した**活動**として**明確**に捉え、**早い時期**からの**マネジメント**を開始する。
- ④ **現状**の「**委託相談支援事業**」と「**指定相談支援**」の**役割**の**明確化**
- ⑤ **支援**の**担い手** **育成**の**仕組み**の**確立** **人の育成**（**施設整備**よりも**マンパワー** **養成**と**配備**）

りゆう
○ 理由

- ・ **現状**の**地域移行** **退院促進** **活動**は**コーディネーター**と**ピアスタッフ**が**共同**で、「**個別支援**」ならびに「**病院**への**個別**ならびに**チーム** **訪問**」を通じた、**情報** **発信**、**啓発的** **活動**の**実施**が**ひとつ**の**形**として**普及**してきている。
- ・ **相談支援** **対応** **体制**として、**パーソナルサポーター**（**仮称**）を**配置**し、**人**による**ワンストップ** **サービス**を**実施**する**方向**。**パーソナルサポート**は**困窮**している**人**にたいして、**随時**の**相談**、**必要**な**支援**を**個別的**、**継続的**に**実施**する。**寄り添い**、**伴走**型の**支援**。もちろん**ピアサポート**も含む。
- ・ **つまり** **相談支援**の**決め手**は、「**人**」に**有り**、**施設**を**整備**するばかりでなく、**人の確保**（**養成**と**配備**）を**強力**に**展開**すべき。

いしばしいん
【石橋委員】

けつろん
○ 結論

- 地域生活**の上で**相談機能**の**充実**が**必要**であり、**法的** **身分**を付与し、**責任**と**権限**を与える。
福祉事務所の**機能**の**復活**と**充実**。

りゆう
○ 理由

- 「**措置**」は**公務員**、「**契約**」が**民間人**に変わった。
民間では**苦情**の**聞き取り**としか**受け止めて**いないので**信頼性**、**一貫性**がない。

ざいたく せいかつ どうじしゃ に一ず こうてき ひろえて
在宅で生活している当事者のニーズが公的に拾えていない。

どうじしゃ よりそう しえんたいせい かか せいど ざいせい しめい
当事者に寄り添う支援体制が欠かせない。制度・財政ありきでは、その使命は
はたせない こべつしえん まねーじゃー そんざい わん すとつぷ さーびす
果たせない。個別支援マネージャーが存在すれば、ワンストップサービスとなりえる。

うじたいいん
【氏田委員】

けつろん
○ 結論

ちいきいこう そうだんしえん ひつよう そうだんしえんしゃ ちいき しゃかいしげん
地域移行のためには相談支援が必要であるが、相談支援者が地域の社会資源と
ねつとわーく くみ ちいき ねつとわーく なか ほんにん ちいきせいかつしえん おこなつ
ネットワークを組み、地域のネットワークの中で本人の地域生活支援を行っていか
なければ、地域移行はできないと思われる。そのためには、地域の社会資源が地域生活
ちいきいこう おもわ ちいき しゃかいしげん ちいきせいかつ
を支えられるよう充実していることが必要である。

りゆう
○ 理由

ちいきいこう すすま そうだんしえんたいせい ととのつ ちいきせいかつ
地域移行が進まないのは、相談支援体制が整っていないというよりも、地域生活
ささえられる ちいきしげん にゆうしょせつ びょういん ちいき せいかつ
を支えられるだけの地域資源がないこと、入所施設や病院よりも地域での生活の
ほう きんせんてき くるしい おかね りゆう おおきい
方が金銭的に苦しい（お金がかかる）という理由が大きい。

おおくぼいいん
【大久保委員】

けつろん
○ 結論

ちてきしょうがい はつたつしょうがい ひとたち みずからかくしゆ さーびす りよう しかた
知的障害や発達障害のある人たちは、自ら各種サービスの利用の仕方を
はんだん たんいつ さーびす りよう てきひ へんこう ひつようせい あらたな
判断したり、単一サービスの利用であっても、その適否や変更の必要性、新たな
ニーズ はっせい みずからはんだん ちょうせい むずかしいばあい
ニーズの発生などを自ら判断し、調整することが難しい場合があり、これらの
おぎなう そうだんしえんたいせい けあ まねじめんと たいせい ちてきしょうがい ひとたち
補う相談支援体制（ケアマネジメント体制）は、知的障害のある人たちにとっ
かく
て欠くことのできないものである。

ちいきせいかつ いこう ならびにちいきせいかつしえん そうだんしえんたいせい
とりわけ、地域生活への移行並びに地域生活支援については、相談支援体制の
かくほ ふかけつ そうだんしえんじぎょう かくじゅう きのうきょうか はかる
確保が不可欠である。したがって、相談支援事業の拡充と機能強化を図るべきで
げんじょう そうだんしえんじぎょう じったい ふまえ もとめるきのう せいり ざいせいてきしえん
あり、現状の相談支援事業の実態を踏まえ、求める機能の整理と財政的支援に
せつきょくてき けんとう ひつよう
ついて積極的な検討が必要である。

おおはまいいん
【大濱委員】

けつろん
○ 結論

ちいきいこう びあ そうだんしえんいん ふかけつ かならず びあ そうだんしえんいん
地域移行にあたっては、ピア相談支援員が不可欠であり、必ずピア相談支援員を
いこうじっし さい くみこむ しょうがいどうじしゃ そうだんしえんいん ぜんこくてき
移行実施の際に組み込むべき。また、障害当事者である相談支援員が全国的に

不足している 現状 を鑑み、現在の 受講 要件 を抜本的に改正し、既に 実質的
に当事者の 相談 支援 を行っている 全国 の 障害者 団体の 当事者 並びに 当事者
によって特に 推薦 された 職員 は、この 当事者 相談 支援員 として認める 仕組みを
早急に 構築 する。

(* 同時に、これら 相談 支援員 は、特定の 地域 での 相談 支援員 でなく、全国的
レベルで 相談 を受けられる 相談 支援員 として 認定 する 仕組みが 必要 である。)

○理由

ピアとしての 相談 支援員 は、施設・病院 からの 地域移行 や、地域 生活 での 先達
としての 役割 を担っている。 実際、ピアサポーターは 地域移行 に当たって 課題、必要
な 制度 等の 実体験 を有している、あるいは 必要 な 情報網 を確保している。

【岡部委員】

○結論

地域に出た 当事者 の 生活 をまわし、生活 を広げる 気構え と 支援 力 。

○理由

たんなる「聞き取り 調査 」や「エンパワメント」では 当事者 の 心 は動かないし、
「出したら 終わり 」では 無責任 であるため。

【小澤委員】

○結論

- ・ 前述 の 総合 相談 支援センターには、中立性 が 必要 なので、行政 および
サービス 提供 事業者 から 独立 した 運営 を担保する。
- ・ 入所 施設 および 精神科 病院 での 退所、退院 希望者 の 掘り起こし を行い、
入所 施設 および 精神科 病院 も、その 業務 に 協力 する 義務 を負う。

○理由

- ・ 現状 では、中立性 の 保障 が ないこと。入所 施設 と 精神科 病院 の
入所者、入院者 への 積極的 な 希望 の 掘り起こし が 必ず かしい ことがある。

【小田島委員】

○結論

ピープルファーストのような 当事者 の 団体 が 全国 に 必要 。

とうじしゃ しえんしゃ きゅうりょう はらうおかね ひつよう
当事者や支援者に 給料 を払うお金が必要。

りゆう
○理由

びーぶる ふあーすと しせつまわり しせつ だす かつどう
ピープルファーストは、施設回りや施設から出す 活動 をしている。

ちいき せいかつ とうじしゃ しえんしゃ しせつ びょういん でたい ひと そうだん
地域で生活している当事者やその支援者が、施設や 病院 から出たい人と相談し
ながら自立の 話 を進めて行くことができる。

おの いいん
【小野委員】

けつろん
○結論

そうだん しえん しすてむ かくじゅう ちいき しげん ぼつぽんてき かくじゅう
相談 支援 のシステムの 拡充 とともに、地域の資源の 抜本的 拡充 が
もとめられる
求められる。

りゆう
○理由

ちいき はたらくば くらす ば ささえる しえんたいせい ふそく ちいき
地域に 働く 場、暮らす場、またそれらを支える支援 体制 が不足しているため、地域
移行がすすまないため。

かどやいいん
【門屋委員】

けつろん
○結論

しせつ びょういん ちいきいこう きぼうだんかい めんせつ かいし しんらいかんけい つくり
施設・ 病院 から地域移行する希望 段階 から、面接 を開始し、信頼 関係 を作りつ
つアセスメントし、地域 生活 設計 を提案 して本人 の 選択 によって具体化する
いちれん しえん おこない しせつ かぞく ちょうせい おこなう げんじつか
一連 の支援 を行います。施設、家族との 調整 なども 行う ことにより現実化する
しえん おこない ぴあ さぼーと くん ぐたいてきじゅんび おこない いこう いこう
支援 を行います。また、ピアサポートと組んで 具体的 準備 などを 行い、移行し、移行
後の地域 生活 支援 体制 をケアマネジメントによってチームを 編成 し、フォーマル・
いんふおーまる さーびす けあ ていきょう つづける ていちゃく さいはつさいにゅういんよぼう
インフォーマルサービス・ケアの 提供 を続けることで、定着 と再発 再入院 予防
かんがえる やくわり になう
も考える 役割 を担うべきです。

そうだんしえんせんもんいん しせつ びょういん どりつ きかん しょぞく じっし
この 相談 支援 専門員 は施設・ 病院 から 独立 した機関に 所属 して実施されるこ
のぞましい かんがえて きかんがたそうだんしえん せんたー ごまんひとじんこう かしよ
とが望ましいと 考えています。基幹型 相談 支援センターが5万人 人口 に1箇所
もうけられ ふくすう そうだんしえんせんもんいん おか かのう
設けられて 複数の 相談 支援 専門員 が置かれることで可能です。

そうだんしえんじぎょう やくわり きのう ちいきせいかつ いこう ひと せいかつ あんてい
相談 支援 事業 の 役割 と機能は、地域 生活 移行をした人の 生活 が 安定 するまで
かかわり つぎ そうだんしえんせんもんいん ひきつぐ じゅうじつ
関わり、次の 相談 支援 専門員 に引き継ぐことによって 充実 してきます。

そうだんしえんじぎょう ていぎ いま けんしょう おこなわ ちいき かくさ
相談 支援 事業 の定義がないために、今まで 検証 が行なわれず、地域ごとの格差が
うまれて そうだんしえんじぎょう もういちど せいり じゅうじつ
生まれてしまっています。相談 支援 事業 をもう一度、整理して、 充実 したものにし
てください。
て下さい。

りゆう
○理由

げんいん じぎょう がいどらいん ていぎ かんさきじゆん
原因は事業のガイドラインや定義がないことや、監査基準などもないことが
おおきなげんいん じぎょうひ すくない じんざい そだてるきのう よわい げんいん
大きな原因です。また、事業費が少ないことや人材を育てる機能が弱いことも原因だ
かんがえられ
と考えられます。

さーびす じぎょう きりはなし ちゅうりつこうへい たんぼ じゅうよう きほん
サービス事業から切り離し、中立公平が担保されることが重要です。基本は
みんかん せっち げんそく
民間として設置されることを原則とすべきです。

かわさき よう いいん
【川崎（洋）委員】

けつろん
○結論

そうだんしえんたいせい きょうか たしよくしゅそうだんしえんたいせい ひつよう しせつ
相談支援体制の強化として、多職種相談支援体制が必要である。施設・
びょういんない たしよくしゅそうだん ちーむ ちいきたしよくしゅそうだん ちーむ こうちく ひつよう
病院内の多職種相談チームと地域多職種相談チームの構築が必要。また、
かぞく かにい ちいきせいかつこう にかんして せいかつしえん ひつよう どうじしゃ
家族、家庭からの地域生活移行に関しても生活支援が必要である。いま、当事者、
かぞく ひつよう じかんたいせい ほうもんがたしえん
家族が必要としているのは24時間体制の訪問型支援である。

りゆう
○理由

ちいきいこう にあたって しせつ びょういん ちいき れんけい ふかけつ しせつ びょういん
地域移行に当たっては、施設・病院と地域との連携が不可欠である。施設・病院
ない たしよくしゅそうだん ちーむ ちいきたしよくしゅそうだん ちーむ ほんにんちゅうしんけいかく かのう
内の多職種相談チームと地域多職種相談チームは、本人中心計画を可能に
するのために、じょうほう きょうゆう ちいきいこう すむいずに やくわり
情報 を 共有 し、地域移行をスムーズにすることを役割とする。

きたうらいいん
【北浦委員】

けつろん
○結論

そうだんしえん しょうがいしゃ じんけんそんちよう たつ しょうがい じょうきょう にちじょう
相談支援は、障害者の人権尊重のうえに立って、障害の状況や日常
せいにかつ げんじょう はあく しょうがいしゃ とりまく かんきょう じゅうぶんりかい おこなわ
生活の現状を把握し、障害者を取り巻く環境を十分理解したうえで行わ
なければならない。 にゅうしょしゃ にたいする そうだんしえん しせつ しょくいん おこなわ
入所者に対する相談支援は、施設の職員によって行われて
いるのが づうれい げんざい ちいき れんけい ふじゅうぶん もんだい
通例であり、現在では、地域との連携が不十分であるところに問題があ
るので、ちいきしえんちょうせいかいぎ ぎょうせい しせつ きょういく いりょうかんけい
地域支援調整会議（行政、施設、教育、医療関係、NPO、などで
こうせい もうけてれんけいたいおう
構成）を設けて連携対応すべきである。

りゆう
○理由

しせつ りょういくせいいか しょうがい けいげん ちいきいこう かのう じょうたい
施設での療育成果により、障害が軽減して地域移行が可能な状態になった
ひと ちいき れんけい みつ ひと ふさわしい さーびす うけられる きょじゅう
人には、地域との連携を密にして、その人に相応しいサービスが受けられる居住の
ば かくほ ひろくちょうせい きのう ひつよう
場を確保するうえで、広く調整する機能が必要である。

きたのいいん
【北野委員】

けつろん
○ 結論

ちょうきかんしせつ びょういん にゆうしょ にゆういん しょうがいしゃ ちいき
長期間 施設や 病院 に 入所・入院 していた 障害者 は、かつての地域での
しゃかい にんげんかんけい やくわり そうしつ かつ しせつ びょういん につか きそく
社会・人間 関係と 役割を 喪失 しており、且つ施設・病院 の日課や規則に
こんとろーる じぶん じんせい せいかつ すけじゅーる かんり じかんかんり きんせんかんり
コントロールされて、自分の 人生 や 生活 のスケジュール管理・時間管理・金銭 管理・
さーびす りようかんりとう ほうき しょうたい おいやら
サービス利用管理等 を放棄させられてしまっている。そのような 状態 に追いやられた
しょうがいしゃ エンパワーバワーメント しつりょう そうだんしえん ようする
障害者 のエンパワーメントは、かなりの 質量 の 相談 支援を要する。

きみづかいいん
【君塚委員】

けつろん
○ 結論

しせつ びょういん そーしゃる わーかー おおくはいち ちいき かいぎ めんばー
施設・病院 にソーシャルワーカーをより多く配置し、地域の会議のメンバーとする。

りゆう
○ 理由

げんば けいけん のうりょく せんもんしよく いくせい かくだい ほうさく けんとう
現場で 経験・能力 のある 専門職 の 育成・拡大 の 方策 を 検討 することが、
せんもんぶんや せきにんせい かくほ うえ ゆうよう じっさいてき
専門 分野へのとりくみとうい 責任制 の確保の上 に 有用 で 实际的 である。

さいとういん
【齋藤委員】

けつろん
○ 結論

しせつ びょういん ちいきこう そうだんしえんじぎょうしゃ やくわり たかめよう
施設・病院 からの地域移行にあたって 相談 支援 事業者 がその 役割 を高めようと
するならば、一定 の 権限 が 必要 となる。その上で地域移行や地域 生活 支援の
じゅうじつ すすめて ちいき うけざら ひつよう きんきゅうてき
充実 が進めていくには、地域での 受皿 が 必要 なのはいうまでもないが、緊急的 な
たいおう ふくめてしせつ びょういん ちいきしゃかい ちゅうかんてきいばしょ ひつよう
対応 も含めて施設・病院 と地域 社会 の 中間的 居場所も 必要 となる。

しみずいん
【清水委員】

けつろん
○ 結論

そうだんしえん やくわり こんかい うみだそ ぜんたい しくみ ちゅうかく きのう
相談 支援の 役割 は 今回 生み出そうとしている 全体 の 仕組みの 中核 。機能は
きわめてじゅうよう たいせつな
極めて 重要 。とても大切なもの。

りゆう
○ 理由

いたく してい もんだい じんざいようせいもんだい おおく かだい
委託と指定の問題 や、人材 養成 問題 など多くの課題があるが、それよりもまず、
そうだんしえん しえんちょう しえん とらえ ほんにんちゅうしん しくみ
そもそも 相談 支援を「支援 中 の支援」として捉えなおし、本人 中心 の仕組みの
ちゅうかく いちづけ そのじつきのう いま ばい かぎり こんかい かいかくてき
中核 に位置づけ、その実機能を今の10倍くらいにしない限り、今回の 改革的
こうちく じつげん にんしき もつ かんがえて
構築 は 実現 しないという 認識 をまず持つべきだと考えています。

たけばたいいん
【竹端 委員】

けつろん
○ 結論

まず、相だん支えんをするせんもんか しせつ びょういん さーびす ていきょう じぎょう
者、行政 から自立している 必要 がある。そうしないと、本人の 相談 に本当によ
りそうことはできない。そういう自立した相だん支えん員が、地域移行に関わるとい
ことを法 でもりこむべきだ。また、相だん支えん員が自立してはたらくための予算を国
はよういするべきだ。

りゆう
○ 理由

じぎょう しゃ じぎょう なりたつ ぎょうせい よさん
事ぎょう 者には、その事ぎょうが成り立つということ、行政 は予算をなるべく
こえない こと、などの 目標 がある。障害 のある人のニーズと、事ぎょう 者や 行政
もとめる ことは、いつもいっしょではない。相反 することもある。そのとき、ほんとう
の相だん支えん 者は、事ぎょう 者や 行政 ではなく、障害者 の味方をしつづけるべ
きだ。そのためには、相だん支えん員の自立を守る予算を国は用意しなければならない。

たなか のぶ いいん
【田中（伸）委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃ たいしょ たいいん あと せいかつ しえん おこなう さきえて
障害者 が退所、退院 した後の 生活 をどのような支援 を行う ことにより支えて
いくのかについてのマネジメント機能、及び、障害者 が退所・退院 後に生活 して
いく 社会 における 障害者 に対する理解を深めていく機能が 重要 である。
げんじょう そうだんしえん しょうがいとくせい じゅうぶん りかい せんもんか かず ふそく
現状 の相談 支援では、障害 特性 を 十分 に理解した専門家の数が不足して
いると考えられるので、その 養成 が課題である。

りゆう
○ 理由

しんぽう そうだんしえん しょうがいしゃ ちいき せいかつ けんり じっしつてき ほしょう
新法 における 相談 支援は、障害者 の「地域で生活 する権利」を 実質的に保障
する上で、重要 な機能と役割 を果たすことが期待される。すなわち、障害者 個人
にたいする ぐたいてきしえん ぷろぐらむ さくてい しょうがいしゃ せいかつ しゃかい
に対する 具体的支援プログラムを 策定 するとともに、障害者 が生活 する 社会 に
おいて、その 障害者 を支える地域ネットワークの 形成 の担い手としての 活動 が
じゅうよう 重要 である。このような 役割 を果たす 相談 支援員を、継続的に 養成 していく
ひつよう 必要 がある。

たなか まさ いいん
【田中（正）委員】

けつろん
○ 結論

施設・病院からの地域移行や、地域生活支援の充実を進めていく上で重要なことはまずは情報提供であり、体験である。現在の生活以外の暮らし選ぶためにはどのような選択肢が用意されているか等の情報提供をどのようにして具体化するかが重要である。情報提供の媒介の手段として相談支援は役割を担えるが、現状は提供する情報そのものが無い地域が多く苦慮している。①まずは本人に正しい情報提供し、エンパワメントを図ること。具体的には、昼夜に分割され、さらに日割りになった個別給付により、在籍状態のままでも、今利用している施設以外の施設やヘルパー等の資源を体験できること等、自立支援法の有効に活用できる機能を情報提供する。②情報や体験等によりエンパワメントされた本人の意志を受け止めた個別支援計画を作ること。③個別支援計画に沿った支給決定が行われる行政担当者として調整すること。④支給決定を受けた個別支援計画が有効に機能するようサービス調整を図ること。⑤サービス調整に協力するよう関連事業所に協力要請すること。

これらの一連の関わりの進行管理を相談支援事業所が取り仕切れることが望ましいと考えるが、相談事業者の位置づけが認知されていないこと等、

りゆう
○ 理由

地域移行をしたいと本人が思える環境設定が地域に十分に整っていない状況であることが現状の未熟さである。周辺の環境として地域推進を図るには、障害者自立支援法では本気で取り組むには不十分な法律だとして、日割りや昼夜分割の個別給付が事業所の経営を圧迫するとして、新体系に移行しない事業所が半数もいるため、地域移行のための基盤整備が進まず、相談機能が役割を担えない状態であるため。

なかにしいいん
【中西委員】

けつろん
○ 結論

施設から移行して地域で暮らす場合に通常3ヶ月から2年の自立生活訓練が必要である。自立生活センターにおいては一般に自立生活体験室における介助者利用や自立生活プログラム、ピア・カウンセリングの利用によってエンパワメントされてから自立生活へ移行する。自立生活に移行した後も継続的な

相談支援、生活支援が必要となる場合が多く、その場合にピア・カウンセラーやピアサポーターが果たす役割は大きい。相談支援事業所に個別支援のできるスタッフを複数名配置し個別支援ができるようにしなければ地域移行は進まない。人口5万人に対して1カ所の相談支援センター、そこに各20名程度の相談支援員を配置する。その他に地域生活が困難になった場合に備えて医療付または支援者の配置されたショートステイを5万人に一カ所ずつ作ることによって継続的な地域での生活が可能になる。

○理由

全脊連との共著である地域移行10カ年戦略を見ていただければ具体的な提案の中身がわかってもらえる。ここでは欧米と日本で現在行われている地域移行の各種モデル事業を実地検証、文献検証をし、その中のもっとも優れたものを参考として、地域移行に必要なショートステイや相談支援事業のあり方と、必要となる地域支援の当事者主体の支援ができる社会福祉士や介護福祉士精神保健福祉士などの専門家の養成方法なども記されている。

【中原委員】

○結論

まず、前提として病院と施設とは分けて論じるべき。相談支援機能は施設・病院からの地域移行だけに限るものではない。また、法律上の位置づけを明確にする必要がある。

○理由

知的障害者にとっての相談支援はライフステージに応じて継続的に行われる必要がある。また、現状では法律上の位置づけがあいまいである。

【西滝委員】

○結論

地域移行や地域生活支援の充実の前提は本人意思確認の制度にあり、相談支援事業所の専門性の向上が求められる。相談支援事業所の役割が重要な割に国の位置付けが弱いので強化すべきである。

○理由

地域生活支援事業の必須事業であるが、専門職員を配置する人件費の補助に

ほどとおい げんじつ
はほど遠い 現実 がある。

のほらいいん
【野原委員】

けつろん
○ 結論

(1) 「ケアマネ」のような支援コーディネーター職を配置すること。医療ケアの必要な対象までの支援コーディネーターを考えると、看護職の割合を高めたい。

次に認定の結果を受けて具体的な支援を考えるには、日頃から継続してケースの状況を把握している「相談員」の参画が欠かせない。在宅訪問相談をしている事業所の「相談員」が特に難病には必要。難病相談支援センターの事業拡大及び保健師活動の再構築を合わせて実行したい。

かつ、既存のサービスのみならず、QOL向上のため地域で可能なオーダーメイドのサービスも供給できる枠組みにすることが必要。

「自立支援」にはケアマネ的な位置づけがない。障害者地域生活支援センターも既存のサービス提供の役割が大きし、医療に疎い。そのため難病を理解できるコーディネーター役の位置づけが必須。また、個別状況の見定めには、継続的な相談支援が欠かせないが、保健師の訪問活動は大きく後退しているし、難病相談支援センターで訪問相談をしているところは少ない。さらに難病患者には既存のサービス以外のニーズも多いし、その支援効果は大きい。(ある県での実践例)

(2) 地域移行、地域生活支援を充実させるには、支援者の養成と支援センターなどの拡充が必要。地域生活においての支援を依頼したくても、緊急事態を除くは、本人や家族の状況で判断され、人的な理由からも受け取ってもらえないことが多い。支援してもらいたいことも疾患・障害によって異なるので、現場に当事者の了解を得て任せる面もあっていいのではないか。そのためにも、支援者の養成が大事と考える。

(3) 地域移行をすすめる前に、患者本人の希望をよく聞き、本当に自立して生活できる状況にあるかどうか、を確認してからすすめるべきである。現在は、入院した時点ですぐに退院予定を決められるなど、入院日数の削減のなかで強引な地域移行がすすめられている。診療報酬のあり方にも深く関連している。

ひがしがわいいん
【東川 委員】

けつろん
○ 結論

しょうらい ゆめ きぼう もてない ちょうき しせつせいかつ にゅういんせいかつ おくつ
将来 への夢や希望も持てないまま、長期の施設生活・入院生活を送ってきた
しょうがいしゃ ほんらい ちから ひきだす えんばわめんと てき しえん
障害者を、その本来の力を引き出すエンパワメント的な支援がまず
もとめられる。そのために相談支援が重要な役割を果たし、そのような場ではピアによ
かつどう じゅうよう
る活動がますます重要となる。

りゆう
○ 理由

かくじつ ひつよう じょうほう ていきよう じょうほう いみ りかい たいけん
確実に必要な情報が提供され、その情報の意味を理解するための体験が、
じこ けつてい もとづく ちいきいこう かく そうだんしえん かくじつ きのう
自己決定に基づく地域移行においては欠くことができない。相談支援が確実に機能
いこう ひつよう たいけんてき さーびす いちづける ひつよう
することと、移行までに必要な体験的サービスを位置づけることが必要である。

ひらのいいん
【平野委員】

けつろん
○ 結論

ちいきいこう ちいきせいかつしえん しせつ びょういん ことなり てん さーびす ていきよう
地域移行や地域生活支援では、施設・病院と異なり、点のサービス提供となる
ため、その点をつなぐ支援が必要であるものの、それを制度的に担保出来ないために、
てん しえん ひつよう せいどてき たんぽ できない
家族や本人任せになることが多かった。地域移行や地域生活支援では、サービスその
かぞく ほんにんまかせ おおかつ ちいきいこう ちいきせいかつしえん さーびす
ものの拡充も必要であるが、そうしたサービスをつなぐ機能（いかゆるケア
かくじゅう ひつよう さーびす きのう けあ
マネジメント）が必要である。

りゆう
○ 理由

じょうき とおり
上記の通り。

ひろたいいん
【広田委員】

けつろん
○ 結論

かいけつ そうだんいん ひつよう
解決できる相談員が必要。

りゆう
○ 理由

げんじょう けいちょう きょうかん ともだち
現状の傾聴、共感では、友だちができればいいものも、かかえこんだり、
はなしあいて たりない おおい
話し相手としてももの足りないことが多い。

ふくいいいん
【福井委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃ ちいき ささえる そうだんしえん かか じゅうよう かだい そうだんしえん
障害者を地域で支える相談支援は、欠かせない重要な課題である。相談支援

事業の確立のためには、地域における相談支援体制の強化、ケアマネジメントの充実、障害者福祉計画や自立支援協議会の充実などがあげられる。

理由

重要な課題にもかかわらず、委託費の市町村格差、地域自立支援協議会の形骸化、障害者福祉計画の裏付けの無さ、地域ネットワークや社会資源の不備などの課題が山積している。地域の実情に応じた条件整備が必要であり、ケアマネジメントの評価の報酬上での明確な位置づけ、相談員の増員をはじめ、財政的保障を明確にし、相談支援機能の充実を図るべきである。

【藤岡委員】

結論

様々な関係者、機関、資源のコーディネート、調整があり、チームでの取り組みが重要であり、それを支援、構築するための制度作りが必要。セルフアドボカシー要員の育成と大幅な増員が必要。

理由

当事者と相談員の1対1の関係だけで解決できることは限られている。一人の当事者に寄り添い、支援する核となるセルフアドボカシーは、窓口にいる時間より、外に出て、駆けずり回る人でしょう。一人の相談員が大勢の支援は出来ない。公務員である必要はなく、民間委託の拡張も必要であり、実効性ある相談支援を果たすためには相当な資金投入が避けられない。

【増田委員】

結論

障害のある人だけではなく、家族全体を視野に入れた支援、現在必要な支援に結びついていない無支援状態の人への支援が求められている。地域にあるさまざまな問題に幅広く対応する機関とし機能させていくためには、自治体との連携のもとに訪問活動なども充実させていく必要がある。ピアの力も含めて、多職種で構成される相談支援機関とすべきである。

理由

現在の障害者生活支援センターにはさまざまなニーズが寄せられているが、そ

たいせい ひじょう ぜいじゃく じちたい せきにな めいかく ちいきぶんたん
の体制は非常に脆弱である。自治体の責任も明確にしつつ、地域分担を
あきらかに じんてきはいち かくじゅう ひつよう
明らかにして人的配置の拡充が必要である。

みうらいいん 【三浦委員】

けつろん ○ 結論

ひとりひとり たいし じゅうぶん そうだんしえん けいぞく うけられる たいせい ほうしゅうたいけい
一人一人に対し、十分な相談支援が継続して受けられる体制と報酬体系が
ひつよう
必要

しえん ひつよう ひとびと ちいきせいかつ ばりえーしょん みえる かたち
より支援を必要とする人々の地域生活のバリエーションを見える形として
じょうほうていきょう ちいきいこう ぶろぐらむ じっしたいせい けんとう ひつよう
情報提供する、地域移行プログラムと、その実施体制を検討することも必要と
かんがえる
考える。

りゆう ○ 理由

ちいきいこうしえん ほんにん えんばわめんと しえん しょとく かくほ すまい かくほ けあ
地域移行支援には、本人のエンパワメント支援、所得の確保、住まいの確保、ケア
さーびす かくほ ちょうせい いりょうきかんとく れんらくちょうせい そうとう こまかく じかん
サービスの確保と調整、医療機関等との連絡調整など、相当に細かく、時間を
かけて けいぞく そうだんしえん ひつよう げんこう にゅうしょせつ
継続する相談支援が必要である。それにもかかわらず、現行では入所施設
そうだんきのうおよびざいたく そうだんきかん やくわり ありかた さーびす たいか しえん
の相談機能及び在宅の相談機関の役割のあり方、サービス対価など支援できる
たいせい みせいび
体制が未整備であるため。

みつますいいん 【光増委員】

けつろん ○ 結論

ぴあ さぼーと きのう ぴあ かうんせらー そうだんしえんじぎょう かならずへいせつ
ピアサポート機能とピアカウンセラーを相談支援事業に必ず併設すべきである。

りゆう ○ 理由

しせつ せいしんかびょういんとう にゅうしょ にゅういん ひと ちいきせいかつ ききとり
施設、精神科病院等に入所・入院している人への地域生活の聴き取りは、
こべつしえんけいかく かならずきにゅう とともに そうだんしえんじぎょうしゃ ぴあ さぼーたー ぴあ
個別支援計画に必ず記入すると共に、相談支援事業者とピアサポーター、ピア
かうんせらー ていきてき とうじしゃ ききとり ひつようせい
カウンセラーも定期的に当事者の聴き取りができるようにする必要性がある。

もりいいん 【森委員】

けつろん ○ 結論

しょうがいしゃ けあ まねじめんと もとづい そうだんしえんじぎょうしょきのう こうじょう はかる
障害者ケアマネジメントに基づいた相談支援事業所機能の向上を図るとと
ぴあ てきてん しょうがいとうじしゃ れんけい はじめ せいかつ こうせい
もに、ピア的視点をもとにした障害当事者との連携を始め、生活を構成するす
べつの せんもん りょういき れんけい はかる ひつす ちいき
専門領域との連携を図ることが必須である。そのためにも地域の
ねつとわーく かくじゅう はかり ぐたいてき ちいきじりつしえんきょうぎかい ちゅうしん
ネットワークの拡充を図り、具体的には地域自立支援協議会を中心にした

とりくみ たいせい しゃかいきばん せいび ひつよう
取り組み体制と社会基盤を整備する必要がある。

げんじょう しのれんけい げんじょう おおきな かだい
現状では、真の連携がなされているとはいいがたい現状があり、大きな課題で

ある。

りゆう
○理由

しょうがい ひとりひとり しえん かくせんもんりょういき れんけい じつげん
障害のある一人ひとりへの支援をもとに、各専門領域の連携が実現できる
しょうがいしゃ けあ まねじめんと たっせい げんじょう
ことは、障害者ケアマネジメントによって達成できることであるが、現状では
しのれんけい ふじゅうぶん かんがえられる
真の連携はいまだ不十分と考えられる。

やまもといいん
【山本 委員】

けつろん
○結論

そうだんしえん じこ けつていしえん てつする べんごしやく
相談支援についてはあくまで自己決定支援に徹するべきであり、弁護士役として
うごく あどぼけいと そうだんしえんじぎょう どくりつせいたんぽ しかけ
動くアドボケイトであるべき。したがって相談支援事業の独立性担保の仕掛けが
ひつよう
必要である

しょうがいしゃだんたい そうだんしえんじぎょうしゃ ゆうせんしてい たいせい ひつよう
まず障害者団体を相談支援業者として優先指定する体制が必要

ようけん みたす しょきひょう にたいする ざいせいてきえんじょ ひつよう
要件を満たすための初期費用に対する財政的援助も必要

せんもんしよく しゃかい ふくしし せいしんほけん ふくしし かんよ
専門職はたとえば社会福祉士および精神保健福祉士の関与はあくまで
しょうがいしゃだんたい こよう こんとろーる なか みとめられる
障害者団体に雇用されコントロールされる中でのみ認められるべき

りゆう
○理由

げんじょう そうだんしえんじぎょう やく たつ りようしゃ ぎょうせい
現状ではほとんど相談支援事業は役に立っておらず、利用者ではなく行政の
みて ちゅうりつこうへい みずぎわさくせん おこなつ れい ほうこく
ほうを見ており、中立公平ですらなく、水際作戦を行っている例も報告され
ている。

せいしんほけん ふくしし そーしゃる わーか せんもんしよくだんたい けあ まねーじめんと
精神保健福祉士ほかソーシャルワーカー専門職団体は、ケアマネージメントは
こうへいちゅうりつ かぞく じりつ せいふほうしん いっさいはんたい
公平中立、家族あつての自立という政府方針に一切反対していなかったのであ

しょうがいしゃだんたい こんとろーる した
くまで障害者団体のコントロールの下におかれなければならない

そうだんしえん あどぼけいと いちづけ ひつよう
相談支援はあくまでアドボケイトとして位置づけなおす必要がある

こうもく しょうがいていどくぶん きのう もんだいてん
＜項目 C-2 障害 程度区分の機能と 問題点＞

ろんてん げんこう じりつしえんほう しきゅうけつてい ひょうか もんだいてん
論点 C-2-1) 現行「自立支援法」の支給 決定 についてどう 評価 し、どういう 問題点
かんがえる なか しょうがいていどくぶん はたし きのう もんだいてん
があると考えるか？また、その中で「障害 程度区分」の果たした機能と、その 問題点
かんがえる
についてどう考えるか？

あらいいん
【荒井委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいていどくぶん しょうがいふくし さーびす うける いったい しゃくど ひつよう
障害 程度区分のような 障害 福祉サービスを受けるための 一定の 尺度 は 必要
しえんびせいど もんだい しきゅうけつてい ちいきかんかくさ どういつてき しゃくど
である。支援費制度で 問題 となった 支給 決定 の 地域間 格差が、統一 的な 尺度 で
しょうがいていどくぶん いったいていどぜせい ひょうか
ある 障害 程度区分により 一定 程度 是正 されていることは 評価 できる。

ただし いちじはんてい しょうがいかん かくさ せいしん ちてき ひくくひょうか
但し、一次 判定 における 3 障害 間の 格差 (精神・知的が低く 評価 されやすい)
みられる しょうがいしゃていどくぶん げんこう しょうがいきょうつう にんてい
が見られることから、障害者 程度区分 については、現行 の 3 障害 共通 の 認定
しんさこうもく きほん かくしょうがい とくせい はんえい こうもく ついか
審査 項目 を 基本 としつつ、各障害 の 特性 を 反映 するための 項目 を 追加 するよう
けんとう ひつよう
検討 する 必要 。

にじ はんてい しょうがいていどくぶん へんこう しちょうそんかん いちじるしいかくさ
また、二次 判定 での 障害 程度区分 の 変更 について、市町村 間で 著しい 格差 が
しょうじない しんさはんてい へいじゅんか はかる ぐたいてき じれいしゅう まにゆある どう
生じないよう、審査 判定 の 平準化 を 図る ための 具体的な 事例集、マニュアル等 を
くに さくせい ひつよう
国において 作成 することが 必要 。

いざわいん
【伊澤委員】

けつろん
○ 結論

にーず ひょうか しきゅうけつてい いったいてき すすめるほうこう きほん
「ニーズへの 評価」と「支給 決定」は 一体的 に 進める 方向 が 基本 である。

りゆう
○ 理由

しょうがい ていどくぶん いりょう もでる しょうがい かんきょう そうご
障害 の 程度区分 は 医療 モデル として「障害」だけ を とりあげ、環境 との 相互
さよう じゅうし しゃかい もでる いったつ せいかつ くらし
作用 を 重視 した 社会 モデル から 逸脱 しており、生活 の しさ／暮らし づらさが
みきわめられ かんきょう さ おおきく ひと とりまく かんきょう ひつよう
見極められない。環境 による 差 が 大きく、その 人 を 取り巻く 環境 によって、必要
もの かんがえる しくみ かわる よい
なモノ を 考える 仕組み に 変わると 良い。

しんさかい ふよう こべつ しえんかいぎ きちんと きのう だいじ
審査会 は 不要、それよりも、個別 の 支援 会議 を キチン と 機能 させる ことが 大事 ！

いしばいん
【石橋 委員】

けつろん
○ 結論

ひょうか どうじしゃ にちじょうせいかつ ぜんめんてき ささえて
評価：当事者 の 日常 生活 を 全面的 に 支えて いない。

もんだいてん いちじ ききとり ちょうさ おや ふかにゆうおよびふふくしんさかい ふせいび
問題点：一時の聞き取り調査、親の不介入及び不服審査会の不整備。
しょうがいていどくぶん はたし きのう しょうがいふくしけいかく すうちもくひょう やくだつ
「障害程度区分」の果たした機能：障害福祉計画の数値目標に役立ったことぐ

らい。

もんだいてん りようしゃ に一ず こたえ しえん おうえき
問題点：利用者のニーズに答えてない。支援を応益としたこと。

りゆう
○理由

かいごほけん さんこう こうちく さいだい けってん
介護保険を参考として構築したのが最大の欠点

うじたいいん
【氏田委員】

けつろん
○結論

じりつしえんほう しきゅうけつてい こうへい よさん ぶんばい しくみ いってい
自立支援法の支給決定については、公平に予算を分配する仕組みとして一定の
ひょうか とくに いってい れべる さーびす つかっ よい ぜんこくてき
評価をするものである。特に、一定のレベルまでサービスを使って良いという全国的
なサービス提供の底上げが図られたと考える。一方、障害程度区分の基準が
さーびす ていきょう そこあげ はから かんがえる いっぽう しょうがいていどくぶん きじゆん
障害者にあったものではなかったために（特に知的発達障害については区分が
しょうがいしゃ とくにちてきはったつしょうがい くぶん
低く出たケースが多い）、不服申し立ても多く、再審査による区分変更が非常に大きい
わりあい であ
割合で出た。

りゆう
○理由

じゅうらい しょうがいしゃ しえん どのくらいひつよう ぜんこく
従来どのような障害者にどのような支援がどの位必要であるかの全国
きょうつう りよう るーる ちいき さーびす ていきょうたいせい ことなる しちょうそん
共通の利用のルールがない、地域におけるサービス提供体制が異なる、市町村の
ざいせいりよくかくさ おおきな ちいきかくさ かいしょう めざし きやっかんてききじゆん
財政力格差などによる大きな地域格差の解消を目指し、客観的基準である
しょうがいていどくぶん どうにゆう しょうがいていどくぶん しょうがいふくし
障害程度区分を導入したものである。「障害程度区分」により、障害福祉
さーびす ひつよう おうじてこうへい ぶんばい しくみ はじめてきのう さーびす りよう
サービスを必要に応じて公平に分配する仕組みが初めて機能しサービスの量を
ぞうか
増加させた

おおくぼいいん
【大久保委員】

けつろん
○結論

げんこう しょうがいていどくぶん かいごほけん もでる かねい きのうていか きほん
現行の障害程度区分は介護保険をモデルとし、加齢による機能低下を基本とした
ちてきしょうがい せいしんしょうがいてい しょうがいていどくせい はいりよ かつどう
ものであり、知的障害や精神障害等の障害特性に配慮しない、また、活動、
さんか ふくめたしえん に一ず はんえい しゃくど にじ はんてい
参加も含めた支援ニーズを反映した尺度とはなっていない。したがって、二次判定
しんさかい おおく いそん いちじはんてい もとめられる きやっかんてきしゃくど
（審査会）に多くを依存し、一次判定しての求められる客観的尺度とはなってい
ない。

げんこう しょうがいていどくぶん おおく もんだい けっか おおく しんさかい
このように、現行の障害程度区分は多くの問題があり、その結果、多くを審査会

の裁量に委ねることによって、障害程度区分に市町村の意向がそのまま反映したり、市町村格差が生じている。

一方、障害程度区分を設けたこと自体については、概ね妥当と考える。その理由は、専門性を背景としたソーシャルワーカー制度が整備されていない我が国においては、全国の受給者の支援サービスを一定水準と確保するとともに給付の公正性や公平性を確保するために、客観的な基準による支給量の標準化は必要と考えるからである。

なお、サービス利用計画の導入については評価するが、対象が限られていることと、支給決定後の作成であることにより、ケアマネジメントの意味合いをさらに失わせてしまっている。

【大濱委員】

○ 結論

障害程度区分は、国庫負担基準や支給決定基準とリンクしているが、樹形図方式のため、障害が重くなると区分が下がる逆転現象が非常に多い。また、知的障害等の場合は、介護の必要度と区分がリンクしていない。

○ 理由

現状の樹形図方式は必ず逆転現象が起きる仕組み。介護ニーズの時間数積み上げ方式でない限り、必ず逆転現象が起きる。

【岡部委員】

○ 結論

現行「自立支援法」の支給決定プロセスは介護保険との折衷構造であるが、自由に使える「枠」でもある介護保険の要介護度とは違い障害程度区分はたんに支給決定の参考にするひとつの「勘案事項」に過ぎない。それにもかかわらず給付抑制と利用制約のための「たが」として活用されていることに大きな問題がある。

○ 理由

※ 提出参考資料「給付調整モデル（「ものさしの問題」）参照のこと。

おざわいいん
【小澤委員】

けつろん
○ 結論

げんこう しょうがいていどくぶん ようしえん ようかいごはんてい かいごほけんせいど せつけい とき
・ 現行の障害程度区分は、要支援・要介護判定の介護保険制度の設計の時から
もんだい
問題がある。

にゅうしょせつ たいむ すたでい かいごじかん とうけい で一た かいせき せつけい
・ 入所施設のタイムスタディと介護時間による統計データ解析による設計は、
ざいたく かいご じったい かいごじかん ものさし ことがら みまもり ちゅうい
在宅での介護の実態、介護時間という物差しになじまない事柄（見守り、注意、
こえ
声かけなど）を無視しやすい。

りゆう
○ 理由

さーびす ひつようせい ほんだんこんきよ しょうがいていどくぶん ひかくてきたんじゅん ものさし
・ サービス必要性の判断根拠は、障害程度区分という比較的単純な物差しで
そくてい はっそう すてて あたらしく こうちく ひつよう
測定するという発想を捨てて、新しく、構築する必要がある。

おだじまいいん
【小田島委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいていどくぶん にんていちようさ
障害程度区分や認定調査はやめる。

りゆう
○ 理由

にんていちようさ ほんにん ひつよう なにも
認定調査をやっても本人が必要なことは何もわからないから。

おの いいん
【小野委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいていどくぶん しえん よくせい もくてき はいし ようかいごにんてい
障害程度区分は、支援の抑制を目的としていたため廃止する。また要介護認定
せつけい もんだい
をもとに設計したことに、そもそも問題があった。

りゆう
○ 理由

ほんにん せいかつじょう こんなん じりつせいかつ もとめられる しえん ひつようど ちゅうしゅつ
本人の生活上の困難と自立生活に求められる支援の必要度を抽出する
しすてむ
システムではないため。

かどやいいん
【門屋委員】

けつろん
○ 結論

こじん しょうがいていど しえんないよう けつてい やりかた ほんにん ちから
個人の障害程度によってのみ支援内容が決定されるやり方は、本人の力を
かつよう かんきょう すとれんぐす いかす せいかつせつけい じょうたい つづい
活用し環境のストレングスを生かす生活設計はできない状態が続いています。
さーびす りようり じょうげん きめる やくだち そうだんしえん ぐたいてきてんかい
サービス利用利上限を決めるのには役立ちますが、相談支援の具体的展開がな
いことにより、結果的に最大限のサービス提供側の判断などにも左右されながら

利用が誘導されることになってきてもいます。

何かの尺度・基準がなければ、際限のない支給となることは防げたと思いますが、本人中心とはいかなかった限界もありました。

○理由

障害程度区分はサービス提供者の利害と結びついて評価されてしまいました。

このことは脱施設化政策をはっきり打ち出すことにより、地域資源開発のグランドデザインを示すことと、相談支援体制、特に質の高い専門員の確保によれば、自立支援法の障害程度区分を利用しなくてもすむかと思えます。

【河崎（建）委員】

○結論

現行の障害程度区分では、障害特性、特に精神障害での問題が数多く指摘されている。それぞれの障害特性を反映する支給決定プロセス及びツールが必要とされる。

○理由

現行の自立支援法の支給決定に関しては、介護保険法の要介護認定の調査項目を基本的に用いているため、精神障害での特性が反映されていない。

【君塚委員】

○結論

重度・処遇困難例を排除しないような役割を果たし、かつ一定程度の公平性を確保してきており、ニーズを越えた無理なウオンスを排除できた。

○理由

社会資源などの現状における公平性の確保のために、一定程度の区分が必要である。

【近藤委員】

○結論

「自立支援法」の支給決定については、「障害程度区分」によるサービスの利用制限や居宅サービスの国庫補助基準上限が設けられていることが問題である。また、その根拠となる「障害程度区分」による認定は身体介護面が重視されて

おり、支援の必要度ははかるものとなっていないことにも問題がある。

○理由

支援の必要度に応じ、利用希望者の自己選択・自己決定が尊重される仕組みが必要であるため。

【齋藤委員】

○結論

認定調査から障害程度区分の認定をいう手続きは介護保険制度との整合性を企図したもので、障害者のサービスの必要性を判断する方法としては全く誤ったものであった。区分の必要性もない訓練等給付対象者にも認定調査を求めると、全てをこの支給決定の流れの中に押し込めることだけを狙ったしくみであった。

【坂本委員】

○結論

支給決定の目安となる客観的な基準（物差し）が必要。

○理由

支給決定が主観的・恣意的に行われると、例えば、声が大きい人のサービス量が多くなったりするなど、サービスを利用されている方の間でサービス量について不公平な状態を招きやすく、制度の信頼が大きく損なわれてしまう。

【清水委員】

○結論

結局は、見事に客体化することになり、一人ひとりが希望に基づく地域生活展開をすすめていこうとする躍動感をそぎ落としてしまった。

○理由

西宮市の場合、すでに支援費制度の時、支給の仕組みとしてガイドライン等を定め、当事者、相談支援事業者と行政などが響き合いながらわくわくしながらすすめていた。そんな中、自立支援法の支給決定方式、障害程度区分を導入したことにより、本人の地域生活展開の躍動感がすっかり感じられなくなった実感を持っています。

たけばたいいん

【竹端 委員】

けつろん

○ 結論

しきゅうけつてい ほんにん にーず いま にーず まえ
支給 決定 は、まず 本人 のニーズからはじめるべきだ。今のしくみは、ニーズの前
しょうがいていどくぶん わく
に「障害 程度区分」と枠ぐみにあてはめてしまう。しかもこの枠ぐみには、いろい
げんかい やりかた にーず
ろなかたよりや限かいはあるのもあきらかだ。だから、このやり方はやめ、ニーズに
もとづい し けつてい
基づいた支きゅう決ていのしくみにかえるべきだ。

りゆう

○ 理由

しょうがいていどくぶん しんたいのうりょく じりつ はかる くぶん
「障害 程度区分」は身体 能力 の自立について、あるていど計ることができる区分
りかい きめる えらぶ むずかしさ びょうじょう
だった。でも、理解することや決めること・選ぶことの難しさ、あるいは 病状 のゆ
つかえなかつ おおく りょうしゃ にーず はかれない くぶん
れ・なみなどには使えなかった。多くの利用者のニーズが計れないのに、この区分にし
じちたい おおかつ くぶん あらたな るーる
ばられている自治体は多かった。だから、この区分にこだわるのはやめ、新たなルールで
しきゅう けつてい かんがえる
の支きゅう決ていのしくみを考えるべきだ。

たなか のぶ いいん
【田中（伸）委員】

けつろん

○ 結論

しきゅうけつてい しょうがいしゃ しんせい しきゅうけつてい いたるてつづき ふくざつ
支給 決定 については、障害者 の申請 から支給 決定 に至る手続きが複雑 であ
かんそか ひつよう しょうがいていどくぶん ひと しょうがい
るので、簡素化する 必要 がある。また、障害 程度区分は、その人がどのような 障害
ていど はんてい うえ はんてい もとづい りょう しえん きまつ
程度であるかを 判定 した上で、その 判定 に基づいて利用できる支援が決まってしまう
しょうがいしゃ ひつよう しえん じゅうぶんたいおう もんだいてん
ため、障害者 が 必要 とする支援に 十分 対応 することができないという 問題点
しょうがいていどくぶんにんてい しょうがい しゃかい もでる きちょう とらえる
がある。また、障害 程度区分 認定 は、「障害 」を 社会 モデルを 基調 として捉える
ばあい せいごうせい かける
場合、整合性 に欠ける。

りゆう

○ 理由

じりつしえんほう しょうがいしゃ しんせい しきゅうけつてい いたるかてい ふくざつ
自立支援法 における 障害者 の申請 から支給 決定 に至る過程が複雑 であると
しょうがいしゃ けいしきてき しえん きかい ひらか じっしつてき
いうことは、障害者 にとって 形式的 には支援への機会が開かれていても、実質的
とぎさ ひとしい とくに しんせいだんかい おおく ひつよう
には閉ざされているに等しいといえるものである。特に、申請 段階 で多くの 必要
しよるい ようきゅう かいぜん しょうがい しゃかい もでる
書類 が 要求 されることは改善 すべきである。また、「障害 」を 社会 モデルを
きちょう とらえる ばあい しょうがいしゃ ひつよう しえん しょうがいしゃ しゃかい
基調 として捉える場合、障害者 が 必要 とする支援は、障害者 がその 社会 で
せいかつ しえん ひつよう してん かんがえる
生活 していくためにどのような支援が 必要 であるかという視点から考えるべきであ
しょうがいていどくぶん みちびきださ げんこうほうしき せいごう
って、障害 程度区分から導き出される 現行 方式 は 整合 しない。

たなか まさ いいん
【田中（正）委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいていどくぶん いぎ げんこう もんだい せいり きゃつかんてきしゃくど もちいる
障害 程度区分の意義については、現行の問題を整理し、客観的 尺度を用いる
ことを前提にして、こうへい よさん ぶんばい しくみ ひょうか
公平に予算を分配する仕組みとして評価をする。

もんだいてん げんこう しょうがいていどくぶん さんしょうがい いちげんか とりおこなう
問題点としては、現行の障害程度区分は、三障害を一元化して執り行うた
め配慮が薄い部分がある。具体的には、身体の方の尺度は介護保険がモデルであ
るため、しゃかいさんか にーず はんえい ちてきしょうがい せいしんしょうがいでう
社会参加のニーズを反映していない。知的障害や精神障害等の

しょうがいとくせい おもみつけ いかさ とう にじはんてい
障害特性をとらえても重み付けに生かされない。等である。したがって、二次判定
しんさかい おおく いそん いちじはんてい えられる きゃつかんてきしゃくど ゆうこう
（審査会）に多くを依存し、一次判定で得られる客観的 尺度は有効でなく、
しゃくしじょうぎ ぜんこくいちりつ きゃつかんてきしゃくど
杓子定規になっていて全国一律の客観的 尺度になりきれていない。

こべつきゅうふ しょうがいていどくぶん みいださ いみ とどい じちたい
個別給付が障害程度区分で見いだされたことにより、この意味が届いた自治体で
しえん ひつよう かた こべつきゅうふ しきゅう しえん ひつよう りようしゃ しげん
は支援が必要な方には個別給付を支給し、支援が必要な利用者に資源があれば
つかっ なけれ じりつしえんきょうぎかいとう ゆうこう かつよう なけれ つくる いう
使っていただく、無ければ自立支援協議会等を有効に活用し、無ければ作るという

じょうきょう うみだす やくだつ
状況を生み出すことに役立った。
もんだいてん しょうがいしゃじりつしえんほう はじまつ じちたい すくなくからず ていど
問題点は、障害者自立支援法が始まっていない自治体が少なからずあり、程度
くぶん ゆうこう きのう いぜん じょうたい こと かだい ちいき しえんびせいど
区分が有効に機能する以前の状態である事が課題。その地域では支援費制度も
はじまら おわっ
始まらずに終わっている。

りゆう
○ 理由

そーしゃる わーく きのう みじゆく わがくに げんじょう きゃつかんてき きじゅん
ソーシャルワーク機能が未熟な我が国の現状では、客観的な基準による
しきゅうりよう ひょうじゅんか ひつよう こうか こべつきゅうふ ぎむか
支給量の標準化はまだ必要である。その効果として、個別給付が義務化された

ちいきしげん みせいび ちいき しげん うみだし そこあげ はかるけいき
こともあり、地域資源が未整備な地域では、資源を生み出し底上げを図る契機にはなっ
た。ただし ぎょうせい そち たいおう かつ すてられ ひつよう しえん うみだす
行政によっては措置対応の価値を捨てられず、必要な支援を生み出す
いぜん ていきょう しげん ない いう りゆう こべつきゅうふ とりくま じょうきょう
以前に提供する資源が無いからという理由で個別給付に取り組まない 状況 もあ

けっか ていどくぶん ゆうこうせい とどか おわっ じちたい すくなくからず
る。結果として程度区分の有効性が届かずに終わっている自治体も少なからずある。

なかにしいいん
【中西委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいていどくぶん こっこふたんきじゅん つーる つかわ せいかつじったい はんえい
障害程度区分は国庫負担基準のツールとして使われており、生活実態を反映
したものととはなっていない。しょうがいていどくぶん はいし
障害程度区分は廃止すべきである。

りゆう
○ 理由

しょうがいていどくぶん さーびす りよう さまたげられ れい そがいよういん
障害程度区分によってサービス利用を妨げられている例もあり、阻害要因が

多い。また、^{じゅうどほうもんかいご}重度訪問介護の利用者も^{しょうがいていどくぶん}障害程度区分4以上^{げんてい}に限定されており、^{じぶん}自分の必要^{ひつよう}なサービス^{さーびす}を選択^{せんたく}することを妨げ^{さまたげられ}られているため。

^{なかはらいいん}
【中原委員】

^{けつろん}
○ 結論

^{げんじょう}現状の^{しきゅうけつてい}支給決定は^{ほんにん}本人の^{いこう}意向が^{はんえい}反映されにくい^{しくみ}仕組みとなっている。また、^{ひと}その人の^{せいかつぜんぱん}生活全般^{ささえる}を支えるという^{してん}視点が^{とぼしい}乏しい。
^{しょうがいていどくぶん}障害程度区分には^{おおく}多くの^{もんだい}問題があり^{ばっぼんてき}抜本的な^{みなおし}見直しは^{ひつよう}必要であるが、^{しえん}支援^にニーズを^{はんえい}反映した^{きゃっかんてき}客観的^{しやくど}尺度としての^{きゆう}機能は^{ひつよう}必要と^{かんがえる}考える。

^{りゆう}
○ 理由

^{りようしゃ}利用者のおかれて^{かんきょう}いる環境や^{いこう}意向を^{ふまえた}踏まえた^{しきゅうけつてい}支給決定が^{じゅうよう}重要であることはい^{ひと}うまでもない。また、^{ひと}その人に^{ひつよう}必要なサービス^{さーびす}をはかる^{きゃっかんてき}客観的^{しやくど}な尺度は^{ひつよう}必要であり、^{しきゅうけつてい}支給決定の^{こうへいせい}公平性にも^{つな}つながる。

^{ならざきいん}
【奈良崎委員】

^{けつろん}
○ 結論

^{しょうがいていどくぶん}障害程度区分は^{しな}しないほうが^{いい}いい

^{りゆう}
○ 理由

^{しょうがいくぶん}障害区分を^{おなじしょうがい}やっても、同じ^{ちがう}障害でも^{ひとりひとり}ひとりひとり^{ちがう}違うから

^{にしたきいん}
【西滝委員】

^{けつろん}
○ 結論

^{しょうがいていどくぶんちようさ}障害程度区分調査において^{じゅうどちようふくちようかくしょうがいしゃ}重度重複聴覚障害者^{せいしん}（精神^{ちてきしょうがい}や知的障害^{あわせもつ}を併せ持つ^{ちようかくしょうがいしゃ}聴覚障害者^{ちようさ}）の^{はんてい}調査や^{せんもんてき}判定が^{ちしき}専門的^{おこなわ}な知識もなく^{せいとう}行われ、^{しょうがいていどくぶん}正当な^{しょうがいていどくぶん}障害程度区分にならない^{ことがある}ことがある。

^{りゆう}
○ 理由

^{ちようさいん}調査員の^{けんしゅう}研修が^{ふそく}不足している。^{しゅわぎのう}手話技能を^{ゆうする}有する^{じんざい}人材が^{とぼしい}乏しい。

^{のざわいん}
【野澤委員】

^{けつろん}
○ 結論

^{しょうがいていどくぶんはんてい}障害程度区分判定は^{なんせんす}ナンセンスだと^{かんぜんひてい}完全否定して^{しんか}しまうのではなく、^{しんか}もっと進化

させたものを ^{どうにゅう}導入 すべきだ。

理由

ナンセンスではあるが、^{げんじつてき}現実的に ^{かんがえた}考えたときに ^{しきゅう}支給 を ^{きめる}決める人や ^{まどぐち}窓口 が ^{じゅくれん}熟練 されて ^{ほんらいきたい}本来 期待されている ^{きのう}機能を ^{はつき}発揮するまでは、^{なんらかの}何らかの ^{きゃっかんてき}客観的 なものさしが ^{ひつよう}必要 だ。 ^{しょうがいしゃほんにん}障害者 本人 のためにも、 ^{みずから}自らが ^{おさめた}納めた ^{ぜいきん}税金 が ^{つかわ}どのように使われるのか ^{かんしん}に関心 がある ^{いっぱんのうぜいしゃ}一般 納税者 のためにも。

野原委員

結論

論点 B-2 と ^{かんれん}関連、 ^{じゅうらい}従来 の ^{しょうがいていどくぶん}障害 程度区分は、 ^{ないぶしょうがい}内部 障害 においては ^{そのじつたい}その実態が ^{はんえい}反映 されず、 ^{ひつよう}必要 な ^{しえん}支援 が ^{うけられ}受けられないという ^{おおく}多くの ^{へいがい}弊害 を ^{うん}生んできた。 ^{ないぶしょうがい}内部 障害 を ^{ふくめた}含めた ^{しんきじゆん}新基準 による ^{いっぽんか}一本化 が ^{のぞま}望まれる。

東川委員

結論

^{かいごほけんほう}介護 保険法 の ^{しすてむ}システム を ^{かんがえられ}もとに ^{げんこう}考えられた ^{しきゅうけつてい}現行 の ^{しすてむ}支給 決定 システムは、 ^{しゃかい}社会 ^{さんか}参加 を ^{しえん}支援する ^{しょうがいしゃ}障害者 には ^{いgakumoderu}そもそも ^{いちじはんてい}なじまない。 ^{ちてきしょうがいしゃ}また、 ^{せいしんしょうがいしゃ}医学モデル の ^{ふり}一次 判定 は、 ^{けつてい}知的 障害者 ・ ^{しょうがいしゃ}精神 障害者 には ^{しょうがいしゃ}不利な ^{せいかつ}決定 となりがちであり、 ^{もどる}障害者 の ^{してん}生活 モデル の ^{たっ}視点 に ^{しすてむ}立った ^{ひつよう}システム が ^{ひつよう}必要 である。

理由

そもそも「 ^{しょうがいしゃ}障害者 ^{そうごうふくしほう}総合 福祉法 」の ^{やくわり}役割 は、 ^{しょうがいしゃ}障害者 の ^{ちいきせいかつ}地域 生活 を ^{ささえる}支えること である。 ^{ここのじん}個々人 によって ^{ことなる}異なる ^{せいかつようしき}生活 様式 を ^{かくじつ}確実に ^{ささえる}支えるためには、 ^{てきかく}的確 な ^{ひつようど}必要度 に ^{おうじたひょうか}応じた ^{そーしゃる}評価 が ^{わーかー}できる ^{しゃかいふくし}ソーシャルワーカー [^{せいしんほけんふくし}社会 福祉士 ・ ^{はんたん}精神 保健福祉士 など] の ^{はんたん}判断 となるからである。

平野委員

結論

まずは ^{もんだいてん}問題点 として、 ^{いか}以下の ^{てん}点 が ^{してき}指摘 される。
・ ^{しょうがいていどくぶんどうにゅう}障害 程度区分 導入 により、 ^{さーびす}①サービスメニュー が ^{めにゅー}限定 される、 ^{げんてい}②サービス 量が ^{さーびす}限定 される、 ^{りょう}③施設などで ^{しせつ}受入 の ^{うけいれ}優先 順位 が ^{ゆうせんじゆんい}決められる、 ^{きめられる}という ^{さーびす}サービス利用 の ^{せいげん}制限 が ^{うまれた}生まれた。

しょうがいていどくぶん そくていこうもく かいごほけん きほん ようかいごこうれいしゃ
・ 障害 程度区分の 測定 項目 が介護保険を基本としており、要介護 高齢者 と
しょうがいしゃ さいはんえい しょうがいしゃ さーびす にーず
障害者 の差異を 反映 したものとなっておらず、障害者 のサービスニーズを
てきかく ひょうか できない
的確に 評価 出来ない。

こうれいしゃ じりつ しょうがいしゃ じりつ ちがい こうれいしゃ しょうがいしゃ にーず
・ 高齢者 における自立と 障害者 における自立の違い、高齢者 と 障害者 のニーズ
ちがい しゅうろう きょういく にーず じこ じつげん にーず おおきなちがい
の違い（就労 や 教育 のニーズ、自己 実現 のニーズなど大きな違いがある）があ
るにもかかわらず、おなじこうもく きじゆん そくてい じっさい にーず がっち
るにも関わらず、同じ 項目 や 基準 で 測定 するため、実際のニーズと合致しない。

いじょう もんだいてん ぎょうせいてき さーびす ひつようりょう はあく しょうがい
以上 のような 問題点 はあったが、行政的 にはサービス 必要量 の把握（障害
ふくしぎょうせい けいかくか ふかけつ ゆうこう
福祉 行政 の 計画 化に不可欠）には 有効 であった。

○理由

じょうき とおり
上記 の通り。

ひろたいいん
【広田委員】

けつろん
○結論

せいしんしょうがいしゃ こうもく すくない ぜんたい なが なにもしゃくど
精神 障害者 の 項目 が少ないのに 全体 が長すぎるが、何も 尺度 がないのも
もんだい
問題。

りゆう
○理由

- ほんにん のうりょく
① 本人 の 能力 をうばう
おかね もんだい
② お金 の 問題

ふくいいいん
【福井委員】

けつろん
○結論

げんこう しょうがいしゃじりつしえんほう しきゅうけつてい どうじしゃ てきせつ さーびす
現行 の「 障害者 自立 支援法」の 支給 決定 は、当事者に 適切 なサービスを
あたえて じゅうだい もんだいてん かかえて ほう はいし おおきなよういん
与えていないという、重大 な 問題点 を抱えている。この法を廃止する、大きな 要因
ひとつ
の一つである。

りゆう
○理由

しきゅうけつてい しょうがいていどくぶん こうれいしゃ かいごほけん つくら
支給 決定 のもとになる「 障害 程度区分」が、高齢者 の介護保険にならって作ら
しゃかいさんか じりつくんれん こみゆにけーしょん しえん いりょう にーず
れているため、社会 参加、自立 訓練、コミュニケーション支援、医療 などのニーズが
てきかく はあく てきせつ さーびす ていきょう けつか
的確に 把握 されない。したがって、適切 なサービスが 提供 されないという結果を
まねい けあ まねじめんと てちょう とうきゅう きじゆん かくいつてき しきゅう
招いている。ケアマネジメントも、手帳 の 等級 などを基準に 画一的 な支給を
おこなつ きゅうらいがた だつし こべつ にーず ふまん
行っ てきた 旧来型 から脱しきれず、個別ニーズをみることができないという不満が
してき
指摘 されている。

ふじおかいいん
【藤岡委員】

けつろん
○ 結論

ぎょうせいさいりょう りゆう ひつよう しえん うけられ しょうがいしゃ すくなくならず
「行政 裁量」を理由として、必要な支援が受けられない 障害者 が少なからず
そんざい
存在している。

ていどくぶん せさくりよう はいじょ ようけん くぶん おうじた しきゅうりよう
程度区分は施策利用を 排除 するための要件 となり、区分に応じた 支給量 の
じょうげん かくする りようしゃ もとめる せいかつ さまたげるきのう ゆうし
上限 を画することにより、利用者の求める 生活を妨げる機能を有してきた。

りゆう
○ 理由

ちいき どうがいふくし きーびす ていきよう じぎょうしょ しきゅうけつてい
・この地域には 当該 福祉サービスを 提供 する 事業所 がないから 支給 決定 でき
ない

こうひ てきせい しきゅう こくみん りかい かんてん いどうかいご にち じかん
・公費の 適正 な 支給 と 国民 の 理解 という 観点 から 移動介護 は 1 日 1 時間が
じょうげん
上限

やかん みまもり かいじょ ふよう おむつ
・夜間の見守り 介助 は不要で オムツ を つけばよい
とう りふじん りゆう ふとう いほう いけん しきゅうけつてい まかりとおつ じったい
等の 理不尽な理由で 不当、違法、違憲な 支給 決定 が まかり通っている 実態 がある。

じんけんしんが いじょうたい かいしょう ほうき かえ
これらの 人権 侵害 状態 を 解消 できる 法規 に 変えなくてはならない。
しえん ひつようせい しょうがい ていど かならずしも いこーる
支援の 必要性 と 障害 の「程度」は 必ずしも イコール ではない。
とうじしゃ いし じゅうし ここ しえん ひつようせい おうじた しきゅうけつていせいど
当事者の 意思 を 重視 し、個々の 支援 の 必要性 に 応じた 支給 決定 制度 に する べ
き。

ますだいいん
【増田委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいでいどくぶん にんていちようさ ないよう しくみ ぜんぱん しょうがい
障害 程度区分はその 認定 調査 の 内容 と 仕組み 全般 に わたって、 障害 の ある
ひと せいかつ こわす しくみ はいし あらたにつくりなおす
人の 生活を 壊す 仕組み であつたといえる。 廃止 し 新たに 作り直す べきである。 まずは
しょうがい ひと きぼう ねがい じゅうぶん うけとめる しえん はじまる
障害 の ある 人の 希望・願い を 十分 に 受け止める ところから 支援 が 始まる べきだ。
うえ しえん ひつようせい あきらかに しくみ ひつよう
その 上で 支援 の 必要性 を 明らかに する 仕組み が 必要 である。

りゆう
○ 理由

けんりじょうやく た しゃ びょうどう じつげん しくみ
権利 条約 にある 他の 者 との 平等 を 実現 する 仕組み と すべきである。

みうらいいん
【三浦委員】

けつろん
○ 結論

しきゅう けつてい しきゅうけつてい ぶろせす みな みえる かたち ひょうか しょうがい
支給 決定 : 支給 決定 プロセス が 皆 に 見える 形 になった ことを 評価 し、 障害

ていどくぶん さーびす しきゅうりょう ほうしゅう ちょっけつ せいかつ
程度区分がサービス 支給量 や 報酬 と 直結 したしくみが生活
ふあん こんらん まねい もんだい
不安と 混乱 を招いたことに 問題 がある。

しょうがいていどくぶん しちょうそん ちいき しょうがい ひとびと はあく
障害 程度区分：市町村 が地域の 障害 のある 人々 を把握するようになったこと。

ちょうさはんていきのう きのうしょうがい にちじょうせいかつどうさ れべる くぶん
鑑 疿 の機：機能 障害 と 日常 生活 動作のレベルからのみであるが、区分を
もちいてひょうじゅんてき しえん ひつようりょう さんしゅつ
用いて 標準的 な支援の 必要量 を 算出 したこと。

もんだいてん はんてい ちいきかんかくさおよびりょうしゃ じょうたいぞう しえん ひつようど はかり
問題 点：判定 の地域間格差及び利用者の 状態 像と支援の必要度を測りき
れないこと。

りゆう ○理由

かいごほけん にんていちょうさ きわめてたんきかん しょうがいしゃしえん てきよう
介護保険 認定 調査 のしくみを、極めて短期間に 障害者 支援に 適用 しようとし
しょうがい たようせい りょうしゃ にーず たいおう しちょうそん ざいせい
て、 障害 の多様性と利用者ニーズに 対応 していなかったこと、市町村 の 財政
じょうきよう ほうしん しょうがいていどくぶんはんてい かくさ みられる かだい
状況 や方針 により 障害 程度区分 判定 にさえ格差が見られることを課題として
かんがえて
考えているため。

みつますい 【光増 委員】

けつろん ○結論

しょうがいていどくぶん しょうがいしゃじりつしえんほう さいだい もんだい にんていちょうさこうもく
障害 程度区分は、障害者 自立支援法の 最大の 問題 である。認定 調査 項目
もんだい いちじはんてい しちょうそんしんさかいとう おおく もんだい ほんにん つかい
の問題、一次判定、市町村 審査会 等にも多くの 問題 があり、また 本人 の使いた
ふくし さーびす せいげん もうけられ げんざい しょうがいていどくぶん あたらしい
い福祉サービスにも 制限 が設けられた。現在の 障害 程度区分にとらわれず、新しい
しきゅうけつてい ろんずる
支給 決定 を論ずるべきでないか

りゆう ○理由

もんだい しょうがいていどくぶん さゆう あらたな しきゅうけつてい ろんぎ すすめる
問題 がある 障害 程度区分に左右されない新たな 支給 決定 の論議を進めるべき
だ。

もりい 【森 委員】

けつろん ○結論

げんこう しょうがいていどくぶん かいごほけん あせすめんと ちゅうしん きのうしょうがい
現行 の「障害 程度区分」では、介護保険のアセスメントを 中心 にした機能 障害
じゅうてん おい さーびす りょうせいげん ほうしゅう こつこふたんきじゅん
に 重点 を置いているために、サービスの利用 制限 や 報酬 と国庫負担 基準 にかか
もんだい しょうじて ひとりひとり たよう かつかん じりつせいかつ
る 問題 が生じている。さらに、一人ひとりの多様な価値観をもとにした自立 生活 を
じつげん ふじゅうぶん えない せいかつしえん してん ほんにん
実現 するためには 不十分 といわざるを得ない。生活 支援という視点から 本人 の
えがくとうたつ せいかつ のぞましい すがた じつげん しきゅうけつてい おこなえる
描く 到達 する 生活 の望ましい 姿 の 実現 のための 支給 決定 を行えるようにす
べきである。

りゆう
○理由

きのうしょうがい めいかく
機能 障害 を 明確 にするだけでは せいかつしえん じゅうじつ はかる こんなん
生活 支援 の 充実 を 図ることが 困難 であるこ
とについて じっしょうてき けんとう しょうがいていどくぶん もんだいてん よりよい
実証的 に 検討 した「 障害 程度区分」の 問題点 をもとに、
せいかつしえん しすてむ こうちく のぞま
生活 支援のためのシステムの 構築 が望まれる。

やまもといいん
【山本 委員】

けつろん
○結論

しょうがいていどくぶん しえん ひつようせい かんけい せいしん
障害 程度区分については、支援の 必要性 と なら 関係 がない、また 精神
しょうがいしゃ ばあい へるばー しきゅうけつていじかん れんどう
障害者 の場合はヘルパーの 支給 決定 時間とも 連動 していない。

りゆう
○理由

しょうがいていどくぶんけつてい いりぐち こうもくちょうさ しょうめい
障害 程度区分 決定 の入り口は106 項目 調査 であり、できないことを 証明 せ
よということであり、ろんりてき せいりつ えない しょうめい
論理的に 成立 し得ない。できないことは 証明 できない。とり
せいしんしょうがいしゃ しえん ひつようせい かんけいなくぶん
わけ 精神 障害者 の支援の 必要性 については なら 関係ない区分である

論点 C-2-2) 「障害 程度区分」と連動している支援の必要度及び報酬と国庫負担
基準についてどう考えるか？特に、今後の地域移行の展開を考えた際に、24時間の
地域でのサポート体制（後述）が必要となるが、そのための財源調整の仕組みを
どう考えるか？

【荒井委員】

○ 結論

地域移行を進める上で、在宅でサービスが十分に受けられるようにする必要があるが、サービス提供が不十分であるため、地域移行が進んでいない。

そのため、ケアマネジメントを全ての障害者に広げ、24時間の地域でのサポート体制など必要なサービスを提供できるしくみが必要であり、国は地方がサービスを賄えるだけの財政負担をすべきである。

○ 理由

支給量の決定にあたっては、事実上、国庫負担基準を上限としている市町村が多い現状がある。また現在の国の財政負担（国庫負担基準、地域生活支援事業、基金事業）では、今後の24時間の地域サポート体制は難しいので、国庫負担等による確実な財政措置が必要である。

【伊澤委員】

○ 結論

根本的に24時間の支援をどう考えるのか？が大きな問題。

○ 理由

普通の生活で考える必要が有る。緊急で医療が必要であれば、対応する仕組みが必要だが、何でも24時間サービスが得られる事が良い事なのか？が疑問である。夜は皆寝る。。という当たり前の事も必要！医療ケアが必要な人は別に考える！

【石橋委員】

○ 結論

障害 程度区分との連動は廃止する。
移動支援は介護給付とし、他の支援も可能な限り介護給付とする。

24時間支援も含めた財源調整については、

税金の再配分は国民の理解を得る。

社会的支援を得て、相応の収入を得る場合は、税金の納入で対応するシステムの構築。

○理由

財源調整の仕組みは、すべての調整に関るので、抜本的な仕組みの変更が必要。国民がどこまで、財源を認めるかが最後のポイント。

利用者のサービス向上と社会資源の創設、報酬単価が安い（少しは改善されたが）、国の区分に合わせた標準量の少ないことが壁となって生まれてこない。

【氏田委員】

○結論

障害者のニーズに基づくサービスの提供は重要であるが、財源調整の仕組みは必要と考える。

○理由

限りある予算を正義の観点から公平に分配するために、何らかの客観的指標は不可欠である。自立支援法の生活介護などの新たな事業については集団での支援とならざるを得ないので、行動障害の重い人など支援のより必要な人員の配置を厚くするなどの適切な支援の確保のために、支援の必要度に応じた報酬の仕組みが必要となると考える。また、個人の支援としての居宅介護等については、限りある予算の公平な配分と全国的格差の是正と底上げのために国庫負担基準は、新たな財源が確保されるまで必要である。

【大久保委員】

○結論

障害程度区分における支援の必要度については、客観的な尺度をどのように設けるかということであり、この点と報酬単価や国庫負担基準をどうするかは、直接には関連しないのではないかと。

「24時間の地域でのサポート体制」については、それはどのようなイメージかを議論する必要があると考える。

財源調整については、現行の基金事業における重度訪問介護の支援事業の

ような仕組みが現実的と思われる。ただし、市町村によっては「4分の1」の負担す
ら厳しいケースもあるため、運用方法に工夫は必要と考える。

○理由

「24時間の地域でのサポート体制」のイメージについては、どのような人を対象と
し、介護保険審議会で議論されている巡回型なのか、マンツーマンだが間欠的
訪問なのか、フルに24時間ヘルパーが付くのか、それらの組み合わせなのか。また、
対象には、重症心身障害や強度行動障害のある人など24時間の
医療的ケアを含む支援体制を含めて検討する必要があると考える。

【大濱委員】

○結論

1日8時間以上の訪問サービスへの市町村負担25%部分の軽減を行い1%
程度にすべき。

(1) 同一県内の市町村間での負担調整（たとえば国負担50%のうち1%分
程度を財政調整に回して市町村負担を1%に減らす）

(2) 国の負担を増やす方法

が必要

また、一部の市町村に長時間介護の必要な1人暮らしの障害者が集まって
市町村の財政負担が過剰になる問題について、市町村間で財政負担を調整
するために、出身市町村が半額を負担する制度に。

○理由

推進会議では24時間介護が前提という結論になったが、現行制度では、長時間
利用者がいると、市町村は訪問系サービス事業費の25%の市町村負担部分が工面
できず、支給を抑制せざるを得ない。24時間介護を行うには、長時間介護利用者
には、市町村の負担を大幅に軽減するしかない。たとえば1日8時間以上の部分の
み軽減を行い、訪問系サービスの国庫負担（50%）のうち1%を調整財源に
まわし、8時間以上の訪問系サービスの市町村負担の軽減にあてれば、市町村
負担（25%）は全国平均で約1%になる。

おかべいいん
【岡部委員】

けつろん
○ 結論

しえん ひつようどおよびほうしゅう こっこふたんきじゅん むり
支援の必要度及び報酬と国庫負担基準とすることにそもそも無理がある。24
じかん しえん ふくむいていていどじょう きゅうふ ざいせいちょうせいきん もうけ わり
時間の支援を含む一定程度以上の給付については財政調整基金を設け5割を
こえて国が負担するしくみが必要である。

りゆう
○ 理由

ようかいごど しょうがいていどくぶん じりつど さんこうしひょう かんあん
要介護度がもともなった障害程度区分はたんにADL自立度の参考指標（勘案
じこう すぎない こっこふたんきじゅん りようしゃこじんたんい しきゅうりょう
事項）に過ぎないため。また国庫負担基準によって利用者個人単位での支給量の
ちいきかんかくさ かくだい
地域間格差は拡大されているため。

おざわいいん
【小澤委員】

けつろん
○ 結論

しんぽう かんぜんじっし ゆうよきかん あいだ そーしゃる わーく じゅうし きょうぎ
・新法の完全実施までの猶予期間の間に、ソーシャルワークを重視した協議・
ちょうせい もでる しこうじぎょう おこない ほんとうに よさん じちたい れべる
調整モデルの施行事業を行い、本当に、どのくらいの予算が、自治体レベルで
ひつよう けんしょう
必要なかを検証する。
ちいきいこう にゅうしょ にゅういん ざいげん うく ちいきぞうかぶん さしひき
・地域移行なので、入所、入院の財源が浮くので、地域増加分との差し引きを
ふくめて そうごうてき かんがえる
含めて、総合的に考える。

りゆう
○ 理由

でーた あつめて じっしょうてき ほしい しょうがいていどくぶん ものさし
・ここは、データを集めて、実証的にすすめて欲しい。障害程度区分という物差し
がないうすすま よだん もとづい ほんだん さしひかえ こべつてき たいおう
がないと、進まないといった、予断に基づいた判断は差し控え、個別的な対応でも
かのう じっしょう
可能か、どうか、実証すべきである。

おだじまいいん
【小田島委員】

けつろん
○ 結論

じかんかいご ひつよう ひと じゅうど ひと じかん かいご
24時間介護が必要な人には、重度の人だけではなく24時間の介護をだす。
かいご ひつよう ひと くに とどうふけん おかね
たくさんの介護が必要な人には、国や都道府県がたくさんお金をだすようにする。

りゆう
○ 理由

あい てちょう ど ど ひと つかえて ど ど ひと なにもつかえなく こまっ ひと
愛の手帳1度2度の人使えて、3度4度の人は何も使えなくて困っている人がいる。
しやくしょ おかね かいご へらそ
市役所はお金がないと介護を減らそうとするから。

おの いいん
【小野委員】

けつろん
○ 結論

こつこふたんきじゆんがく じょうげん はいし にち じかん つき じかん しえん ぜんてい
国庫負担 基準額 (上限) は廃止する。1 日 24 時間、月 740 時間の支援を 前提
とすることは 当然 であり、それは 青天井 ではない。それに 必要 な 財源 は政府の
せきになん そぜい ちょうたつ
責任 で租税から 調達 する。

りゆう
○ 理由

わがくに しょうがいかんけいよきん せんしんしよこく くらべて ひく
そもそも、わが国の 障害 関係 予算は、先進 諸国 に比べてあまりにも 低すぎる。
また 財源 確保では、さらに無駄を省くとともに、予算 配分 割合 の見直しをすべきで
ある。

きたうらいいん
【北浦委員】

けつろん
○ 結論

まず げんざい ざいたくしゃ さーびす きばん せいび ざいたくしゃ あんしん じょうたい
先ず、現在の 在宅者 のサービス基盤を整備し、在宅者 が安心 できる 状態 をつ
くることが せんけつ である。

しせつ はいし ちいき いこう ちいき うけいれ しげん
施設を廃止、地域に移行させる。とっているが、そもそも地域に受入れの資源・
サービス基盤がない。このような 現状 で、施設から地域移行を 先行 することは、移行
者の 生存権 を脅かすことになるばかりではなく、在宅 障害者 のサービスが 圧迫
され、在宅者 にとって死活 問題 となる。

りゆう
○ 理由

ざいげんちょうせい しくみ けんとう じゅうしやうしんしんしやうがいじせつ
財源 調整 の仕組みを 検討 するとしているが、重症 心身 障害児 施設の
にゅうしよけいひ けんこうほけん やく ぶんの ぶんの やくにじゅうろくまんえん ふくし さーびすひ
入所 経費は、健康 保険で約3分の2、3分の1 (約 26万 円) が福祉サービス費
で確保されている。健康 保険は 入院料 給付 であるから、在宅 の場合に
ふりむける ざいげん にゅうしよ はいし またはちいきいこう じかんざいたく かいご
振り向ける 財源 とはならない。入所 を廃止し、又は地域移行して24時間 在宅 で介護
する場合は費用は、最低 必要額 月1人100万円 以上 と 推定 されるので、その 財源
かくほ きびしい
確保には厳しいものがある。

きみづかいいん
【君塚委員】

けつろん
○ 結論

むせいげん じかん げんじょう むり めざす ほうこうせい
無制限 な24時間は 現状 では、無理 であり目指す 方向性 にとどめるべきである。
よろん しじ ふくし ながつづき
世論の支持がない福祉は長続きしない。

りゆう
○ 理由

ほうしゅう ほう しせつたいけい 報酬 は法の施設体系によるのではなく、ここ しょうぐうたいしょうしゃ くぶん はったつ 個々の処遇 対象者 の区分・発達
ほしょう ぎやくたいたいおう とくしゅせい かみ 保障 や虐待 対応 などの 特殊性 を加味したものとすべきである。

くらたいいん
【倉田委員】

けつろん
○ 結論

けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ ほしょう こっこふたんきじゅん
健康 で文化的な 最低 限度の 生活 が 保障 される 国庫負担 基準 であるべき。
しょうがいていどくぶん おなじで りょうしゃ に一ず しえんないよう しえんほうほう せんさばんべつ
「障害 程度区分」が同じでも、利用者 ニーズ（支援 内容、支援 方法）は 千差万別
であり、サービス 実績 に応じた 国・都道府県 の 財源 負担をもとに、じゅうど しょうがい 重度の 障害 が
あっても 最低 限度の 生活 が 保障 できる サービス 量 を 継続的（24時間支援）に
さいていげんど せいかつ ほしょう さびす りょう けいぞくてき じかんしえん
提供 できるとともに、サービス 量 の 超過 については 必要性 が 適切 に審査できる
ていきょう さびす りょう ちょうか ひつようせい てきせつ しんさ
提供 できるとともに、サービス 量 の 超過 については 必要性 が 適切 に審査できる
しくみ ひつよう かんがえる
仕組みが 必要 と考える。

りゆう
○ 理由

しちょうそんげんば しょうがいしゃ たよう かしかん らいふ すたいる もとづく さびす
市町村 現場では、 障害者 の 多様な 価値観、ライフスタイル に基づく サービス
ニーズに ちょうめん さびす しきゅうりょうけつてい こっこふたんきじゅん じっしつ
ニーズに 直面 しつつ、サービスの 支給量 決定 においては 国庫負担 基準 を 実質
じょうげん いしき えない じょうきょう たんとうしゃ りょうしゃ に一ず じりつしえん
上限 として意識せざるを得ない 状況 があり、担当者 は利用者 ニーズと自立支援
せいど かん たいおう ひつねにくりよ
制度の間でその 対応 に非常に 苦慮 している。
かぎら ざいげん しょうがいしゃ けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ ほしょう
限られた 財源 のもと、 障害者 の 健康 で文化的な 最低 限度の 生活 を 保障 する
こっこふたんきじゅん なしよなる みにまむ しみんごうい えられる せいどせつけい
国庫負担 基準（ナショナルミニマム）と 市民合意の 得られる、わかりやすい 制度 設計 が
ひつよう
必要 である。

さいとういいん
【齋藤委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいていどくぶん れんどう さびす りょう せいげん はかる もんだい
障害 程度区分に 連動 したサービス利用の 制限 を 図ろうとしたことが 問題 であ
り、国庫負担 基準 の 設定 も自治体のサービス 提供 を 制限 しようとするものでしか
こっこふたんきじゅん せつてい じちたい さびす ていきょう せいげん
なかった。こうした 制限 を 取払った時に 生じる 自治体の 財政 負担の 程度 が どれ程の
せいげん とりはらつ とき しょうじる じちたい ざいせいふたん ていど どれほど
もの はんたん ざいげん とぼしいくらい じちたい じよせい ひつよう
物であるのかを 判断 しつつ、財源 の 乏しい 位 自治体への 助成 の しくみの 必要 で
ある。

しみずいいん
【清水委員】

けつろん
○ 結論

よくわかりませんが、やはり ちょうせいききんとう しくみ ひつよう
調整 基金 等の 仕組みが 必要 でしょうか。

たけばたいいん
【竹端 委員】

けつろん
○ 結論

これを参こうにしようねという基準は、これを守らなければならないという上限に、これまでなんども変わってきた。そのたびに、障害のある人たちは、怒りの声をあげてきた。同じことをくりかえさないためにも、基準をこえる支えんを必要とする人にちゃんと必要な量と質のサービスがとどくための基金を考えるべきだ。

りゆう
○ 理由

来年の予算はいくらくらいになるかわかっている必要がある。そして、障害のある人の福祉にかかる予算がいくらか、基準がないとわからない、という人がある。たしかにそういう一面もあるが、それだけが正しいのではない。新法ができてからは、5年か10年の間はたしかに予算は毎年増えるだろう。でも、必要なニーズが満たされたら、予算の伸びはおさまる。高齢者と違い、障害者の数とわりあいは、ほぼ一定だ。90年代に高れい者福祉でゴールドプランを立てたように、どこかで予算を沢山用意して、不十分な地域の障害者福祉の状況をかえる必要がある。

たなか のぶ いいん
【田中（伸）委員】

けつろん
○ 結論

支援の必要度については、障害者個人の意思を尊重しつつ、これを客観的に裏付ける医師の診断書により決すべきである。また、財源調整については、障害者の生命を守るための支援や、障害者の精神的自由の側面を持つ自由を保障するために必要な支援（コミュニケーション支援、移動支援等）に関する財源は義務的給付とし、これを国、都道府県、市町村でどのように負担するのかについて検討すべきである。

りゆう
○ 理由

支援の必要度は、障害者が地域で生活するに際して生じる不都合に配慮して決せられるべきであるから、障害者本人の意思の尊重が基礎となるべきである。また、新法における各種支援が障害者の有する権利自由の行使に必要なものであり、実質的に障害者の基本的人権を保障するものであることに鑑み、障害者の生命を守るための支援、精神的自由の側面を持つ権利自由を確保するための支援については、義務的経費として扱うべきである。

たなか まさ いいん
【田中（正）委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃ に一ず もとづく さーびす ていきょう じゅうよう いっぽう しゃかいせいかつ
障害者 のニーズに基づくサービスの提供 は 重要 である。一方で 社会 生活
じょう じかん こすと むとんちやく げんじょう ざいげんちょうせい しくみ ひつよう
上、時間とコストには 無頓着 にはなれず、現状 では 財源 調整 の仕組みは 必要
かんがえざる えない
と考えざるを得ない。

りゆう
○ 理由

かぎりある よさん ちいきしゃかい かんてん とりこん かし ぶんばい こうへい せつめい
限りある予算を地域 社会 の観点 もとり込んだ価値で 分配 し、公平 さを説明 する
なんらかの きゃっかんてきしひょう ふかけつ
ために、何らかの 客観的 指標 は不可欠である。

なかにしいいん
【中西 委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいていどくぶん しえん ひつようど れんどう たんにほうしゅう こっこふたんきじゅん
障害 程度区分は支援の必要度とは 連動 していない。単に 報酬 と国庫負担 基準
きめる もんだい おおい しょうがい さーびす りよう ざいげん
を決めるものとなっており 問題 が多い。障害 によるサービス利用は 財源 のあるなし
こっか おこなわ ぎむ もつ ざいげんちょうせい
にかかわらず、国家が 行わ なければならない義務を持つものであり、財源 調整 をお
こないサービスの低下を図るといふ 政策 を国家はとるべきではない。権利としての
さーびす ていか はかる せいさく こっか けんり
総合 福祉法 サービス利用を 前面 に掲げて 財源 を 調達 すべきである。

りゆう
○ 理由

じりつしえんほう つかわ さーびす ざいたく さーびす かぎつ きゅうひやくおく
自立 支援法 で使われているサービスは 在宅 サービスに限ってみれば 900億 なの
こうそくどうろ ぶんのけんせつひよう いわ じょうきょう おうべい
で 高速 道路1 km分の 建設 費用でしかないと言われている。このような 状況 で 欧米
しょうがいしゃよさん ひかく みる しょこく なか さいかい よさん つかつ まさに
の 障害者 予算と比較で見ると OECD 諸国 の中で最下位の予算しか使っていない、正に
ひとしいこっかよさん ざいげんちょうせい こっか
なきに等しい国家予算である。そのなかでさらに 財源 調整 しようというのには国家と
てい いわ えない ざいむしょう しょうがいしゃよさん かくほ
しての体をなしていないと言わざるを得ない。財務省 は 障害者 予算の確保を
さいゆうせんかだい ながつまだいじん じりつしえんほう しょうがいしゃ そんげん
最優先 課題とすべきである。長妻 大臣 が自立 支援法 は 障害者 の 尊厳 を
きずつけた はつげん そうごうふくしほう ししん
傷つけたとの 発言 を 総合 福祉法 の指針とすべきである。

なかはらいいん
【中原 委員】

けつろん
○ 結論

しえん ひつようど ともなうほうしゅうたんか きめる きゃっかんてき しゃくど ひつよう
支援の必要度 およびそれに 伴う 報酬 単価を決める 客観的 な 尺度 は 必要で
きゃっかんてき ざいげんちょうせい しくみ ひつよう
ある。また、客観的 な 財源 調整 の仕組みは 必要 である。

りゆう
○ 理由

それぞれの障害特性が反映されない現状の障害程度区分は問題であるが、障害特性が反映されるものとなれば、サービスの必要度や報酬単価を決める重要な客観的な尺度になると考える。また、重度の障害のある人と軽度の障害のある人が同じ報酬単価ということになれば、重度の障害を持つ人に十分な支援を行うことができなくなる。

また、全国のサービス量を一定水準以上確保し、給付の公平性を保つ必要があることから、何かしらの財源調整の仕組みは必要である。

ならざきいん
【奈良崎委員】

けつろん
○ 結論

じかんふくし さーびす
24時間福祉サービスがほしい

りゆう
○ 理由

ほんひとたち にちじょうせいかつ こまるひと
本人たちは日常生活で困る人がいるから

にしたきいん
【西滝委員】

けつろん
○ 結論

ぐるーぷ ほーむ けあ ほーむ きょくたん ふそく にっちゅうかつどう ば
グループホーム、ケアホームが極端に不足しており、また日中活動の場も
ふじゅうぶん おおはば ざいせいしゅつどう ひつよう
不十分である。大幅な財政出動が必要である。

りゆう
○ 理由

すむ ばしょ かつどう ば ちいきいこう
「住む場所」「活動の場」なくして地域移行できない。

のざわいん
【野澤委員】

けつろん
○ 結論

ろんてん さんしょう
論点 C-2-1) を参照。

りゆう
○ 理由

ろんてん さんしょう
論点 C-2-1) を参照。

のはらいん
【野原委員】

けつろん
○ 結論

すいしんかいぎ しょうがいしゃ よさん けつろんづけた じつげん
推進会議でも、障害者への予算を OEC なみにすべきと結論づけた。この実現を
まち
待ちたい。

ひがしがわいいん
【東川 委員】

けつろん
○ 結論

しえん ひつようど しんたいきのう きまる せいかつようしき ひつようど
支援の必要度は身体機能によって決まるのではなく、その生活様式や必要度に
おう
応ずるものでなければならない。国庫負担基準が設定されていることにより、特に
ざいげん きびしい じちたい きじゅん さーびす じょうげん もうげざる げんじつ
財源が厳しい自治体は、「基準」をもとにサービスの上限を設けざるをえない現実
こっこふたんきじゅん はいし しきゅうりょう ぶんの くに ふたん
となった。国庫負担基準は廃止し、支給量の2分の1を国が負担することにすべき
である。

りゆう
○ 理由

こっこふたんきじゅん こえた ぶん しちょうそん ふたん ちいきかくさ おおきく
国庫負担基準を超えた分を市町村が負担するのでは、地域格差はますます大きく
なるばかりである。これでは地域移行はほとんど進まず、特に財源が厳しい自治体の
しょうがいしゃ こきょう もどれない
障害者は故郷に戻れないことになってしまう。

ひらのいいん
【平野委員】

けつろん
○ 結論

げんじつてき かぎら ざいげん しゃかいしげん なか しえん おこなう ゆうせんじゅんい
現実的には、限られた財源や社会資源の中で支援を行うとすれば、優先順位
きめ てきせつ わりあて きじゅん ひつよう かんがえられる
を決め、適切な割り当てをしなければならず、そのための基準は必要と考えられる。
じゅうらい かいごほけん ベース しょうがいていどくぶん しょうがいしゃ
そのためには、従来の介護保険ベースの障害程度区分ではなく、障害者
ベースの「障害支援基準」が設定されることが望まれる。
げんざい ほうしゅう できだかばらい じっぴばらい みなおし じぎょうしゃ きそ たいせいかくほ
また、現在の報酬の出来高払い・実費払いを見直し、事業者の基礎態勢確保
せいこうほうしゅう どうにゆう はかる のぞま
と成功報酬の導入を図ることが望まれる。

りゆう
○ 理由

じょうき とおり
上記の通り。

ひろたいいん
【広田委員】

けつろん
○ 結論

ぶらんていあ ふくめた ちいきふくし ひつよう
ボランティアを含めた地域福祉が必要。

りゆう
○ 理由

しえんひいぜん ぶらんていあ
支援費以前、こうしたボランティアもいた。

ふくいいいん
【福井委員】

けつろん
○ 結論

しえん ひつようせい せいかく はあく もとづき ほうしゅう ていきょう くに
支援の必要性の正確な把握に基づき、それにふさわしい報酬の提供は国の
せきになん すいこう こっこふたんきじゅん ひきあげ おこなう
責任において遂行されるべきであり、そのための国庫負担基準の引き上げを行うべ
きである。必要とされる予算を確保するとともに、安易な地方分権による「財政委譲
けんげんいじょう おこなう じかん ちいき さぼーと たいせい かくりつ
なき権限委譲」は行うべきではない。24時間の地域サポート体制の確立について
ちいき かくさ くに せきになん めいかく ざいせい かくりつ
も、地域格差がおこらないように、国の責任を明確にした財政の確立が
もとめられる
求められる。

りゆう
○ 理由

こんかい しょうがいしゃじりつしえんほう はいし あらたなせいどせつけい りねん こんかん
今回の、障害者自立支援法の廃止と新たな制度設計の理念の根幹をなすもの
じこ せきになん じゅえきしゃふたん おしつけ おうえきふたん はいし ちいきかくさ ぜせい
であり、自己責任、受益者負担の押しつけによる応益負担の廃止、地域格差の是正
おおきなかだい
が大きな課題になっている。

ふじおかいいん
【藤岡委員】

けつろん
○ 結論

こっこふたんきじゅん はいし
国庫負担基準の廃止。
なしよなる みにまむ ほしょう ちいきかんかくさぜせい くに とどうふけん しちょうそん おうだん
ナショナルミニマム保障、地域間格差是正のため、国と都道府県、市町村を横断
きょうどうかいけい しくみ こうちく
する「共同会計」の仕組みを構築するしかないのではないか。

りゆう
○ 理由

ちいきしゅけん くに ぜんこくきょうつう しょうがいしゃしえん ぎむ なしよなる みにまむ
「地域主権」は国が全国共通の障害者支援義務のナショナルミニマムを
はたし うえ おぶしょん うわのせ よこのせ じっし
果たした上でのオプション（上乘せ、横乗せ）で実施するべきである。

ますだいいん
【増田委員】

けつろん
○ 結論

こっこほじよふたん はいし くに ふたんわりあい めいかく
国庫補助負担を廃止し、国の負担割合を明確にする。

りゆう
○ 理由

くらす かくさ しょうじる しょうがい ひと いきる けんり うばう
どこに暮らすかによって格差が生じることは、障害のある人の生きる権利を奪う
ことである。

みうらいいん
【三浦委員】

けつろん
○ 結論

しえん ひつようど に一ず もとづく けあ ぶらん きそ
支援の必要度は、ニーズに基づくケアプランを基礎としてはかるべきである。
ほうしゅう さーびす ひつよう たいせい すたっふ かくほ きほん かんがえる こっこ
報酬はサービスに必要な体制（スタッフの確保）を基本として考えるべき。国庫
ふたんきじゆん じょうげん しちようそんざいせいしえん じつげん かぎり
負担基準を上限とせず、市町村財政支援のしくみが実現しない限り、すべての
ひと ちいき じかん じかん ひつよう しえん うける こんなん
人が、すべての地域で、すべての時間（24時間）で必要な支援を受けることは困難で
あると考える。

みつますいいん
【光増委員】

けつろん
○ 結論

げんざい しょうがいていどくぶん しきゅうりょう ほうしゅう こっこふたんきじゆん さゆう ひつよう
現在は障害程度区分と支給量、報酬と国庫負担基準に左右されて必要な
しえん うけれ ひと そんざい あんしん ちいきせいかつ うける
支援が受けられない人も存在している。だれでも安心して地域生活を受けれるような
しくみ ひつよう
仕組みは必要である。

さいしよ じかん しきゅうけつてい ひつようど おうじた しきゅうけつてい
しかし、最初から24時間の支給決定でなく、必要度に合わせた支給決定の
ありかた けんとう しきゅうけつてい さぼーと たいせい れんどう ひつよう
あり方も検討すべきでないか。支給決定とサポート体制の連動が必要。

りゆう
○ 理由

ざいたく きょたく かいご しきゅうけつてい けあ ほ一む こべつ きょたく かいご りよう
在宅での居宅介護の支給決定、ケアホームでの個別の居宅介護の利用
にかんして しちようそん しきゅうけつてい とき さいだい しょうへき こっこふたんきじゆん
に関して、市町村が支給決定する時の最大の障壁は、国庫負担基準。

もりいいん
【森委員】

けつろん
○ 結論

ちいき くらす けんり ほしょう じかん ちいき さぼーと たいせい ざいげんちようせい
地域で暮らす権利を保障するためには、24時間の地域のサポート体制と財源調整
しくみ こうちく かいけつ じゅうよう かだい したがって てきせつ
の仕組み構築は解決しなければならない重要な課題である。従って、適切な
じったいちようさ ふまえ もでる じぎょう じつし けんしょう うえ ざいげんかくほ ふくめた
実態調査を踏まえ、モデル事業を実施・検証し、その上で財源確保を含めた
しすてむ こうちく けんとう
システムの構築を検討すべきである。

りゆう
○ 理由

しょうがいていどくぶん ありかた とわ しえん ひつようど ほうしゅう こっこふたん
障害程度区分のあり方が問われているなかで、支援の必要度や報酬、国庫負担
きじゆん かんがえる しょうがいていどくぶん はいし ふくめ ありかた
基準についてどう考えるかということより、障害程度区分の廃止を含め、そのあり方
けんとう せいり かんがえる
を検討していくなかで整理すべきと考える。